第2次いのち支える安城計画 (安城市自殺対策計画) 素案

はじめに

目次

第 1 :	章 計画策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	
4	S D G s の推進	
第 2 i	章 自殺の現状	
1	自殺者数の推移	
2	安城市の自殺者の現状	5
3	地域自殺実態プロファイル	10
4	健康に関する基礎調査結果等からみた安城市の現状	11
5	ヒアリング調査	13
6	第1次計画の目標達成状況	15
7	現状と課題の整理	16
第 3 i	章 基本的な考え方	
1	自殺対策の基本認識	18
2	基本理念	18
3	基本方針	19
4	施策の体系	20
5	数值目標	21
第4	章 自殺対策における取り組み	
	【基本施策】	
1	地域におけるネットワークの強化	22
2	生きる支援の担い手の育成	24
3	市民への啓発と周知	25
4	児童生徒等への「いのちの教育」	27
5	生きることの促進要因への支援	28
	【重点施策】	
1	勤務・経営者対策	44
2	高齢者対策	44
3	生活困窮者対策	44
4	子ども・若者対策	44
5	女性対策	44
第 5 i	章 計画の推進	
1	計画の推進体制	45
2	計画の進捗管理・評価	45
3	計画推進に向けた各主体の役割	46

資料編

1	ヒアリング調査結果	47
2	相談窓口一覧	51
3	健康日本21安城計画策定委員会規則	51
4	健康日本21安城計画策定委員会名簿	51
5	計画の策定経過	51

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

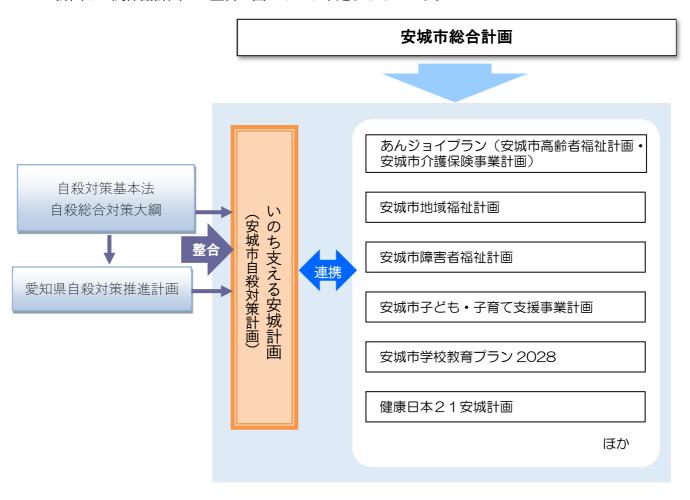
自殺の予防と防止、その家族の支援の充実のために「自殺対策基本法」が平成 18 年 10 月に施行されて以降、国を挙げて自殺対策が総合的に推進されるようになりました。かつては、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は「社会の問題」と広く認識されるようになりました。

平成28年4月の自殺対策基本法改正により、すべての都道府県・市町村に自殺対策計画の策定が義務づけられ、安城市(以下、「本市」という。)においても、自殺対策を総合的、かつ効果的に推進するため、平成31年3月に「いのち支える安城計画」を策定し、自殺対策に取り組んできました。近年では、物価高による経済的な不安や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等、自殺の要因になり得る問題が悪化しています。

第1期計画の最終年度を迎え、近年の自殺に関する状況の変化を踏まえ令和4年度に見直された 自殺総合対策大綱の理念に沿い、第2期いのち支える安城計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、本市における実情を勘案して定める自殺対策についての計画です。また、安城市総合計画を踏まえ、安城市地域福祉計画や健康日本21安城計画など関係諸計画との整合を図りながら策定するものです。



3 計画の期間

「自殺総合対策大綱」がおおむね5年を目途に見直すとされていることを踏まえ、本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間とします。

令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)
	i ! ! !	î 1 1	î 1 1		_
		計	画期間		
計画	 - -				
計画策定	; 				評
<i>\</i> E	1 1 1 1	 	 		価
	1 	 	 		

4 SDGsの推進

SDGs(持続可能な開発目標)は、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

本市は、令和4年度に内閣府より、SDGs未来都市に選定され、「SDGs未来都市計画」を策定しました。

本計画においても、この趣旨を踏まえて取り組んでまいります。

SUSTAINABLE GOALS



第2章 自殺の現状

1 自殺者数の推移

(1) 全国の自殺者数の推移

全国の自殺者数は、平成9年から平成10年にかけて急増し、初めて30,000人を超えました。これは、人口増と高齢化の進展に加え、当時の社会経済的変動が背景にあるとされています¹。以後、増減を繰り返しながら平成15年の34,427人をピークに、それ以降、減少傾向にありました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和2年には女性の自殺者数が急増し、男女合わせた総数でも11年ぶりの増加となりました。男性の自殺者数は毎年減少していましたが、令和4年には増加に転じています。

<全国の自殺者数の推移>



資料:警察庁「自殺統計」

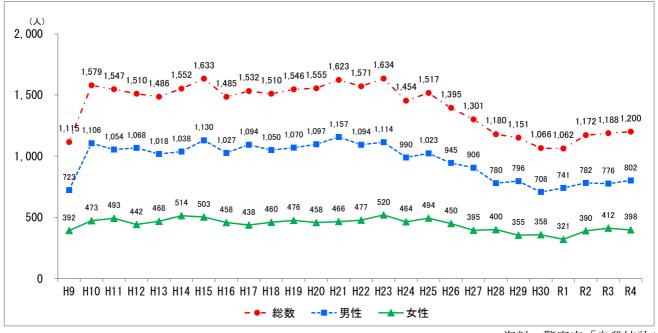
3

¹ 平成 19 年版 自殺対策白書

(2) 愛知県の自殺者数の推移

愛知県の自殺者数は、全国と同様に平成9年から平成10年にかけて急増し、以降、平成25年までは1,500人~1,600人前後で推移していました。平成25年以降は減少傾向にありましたが、国の動向と同じく新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和2年から3年連続で増加しています。

<愛知県の自殺者数の推移>



資料:警察庁「自殺統計」

本計画では、主に警察庁の「自殺統計」と、それを基に厚生労働省が作成した「地域における自殺の基礎資料」の2種類を用いています。また、下表のように両統計の計上時点が異なるため、自殺者数及び自殺死亡率に差異があります。

【各統計の違いについて】

区分	警察庁 「自殺統計」	厚生労働省 「地域における自殺の基礎資料」
対象	総人口(外国人を含む)	総人口(外国人を含む)
計上時点	自殺死体の発見日・発見地ごと	自殺死亡者の自殺日・居住地ごと
計上方法	死体発見時に処理をした警察官が作成した自殺統	左記の警察庁統計を厚生労働省で再集計したも
司工刀压	計原票を元に作成して計上している。	<i>o</i>

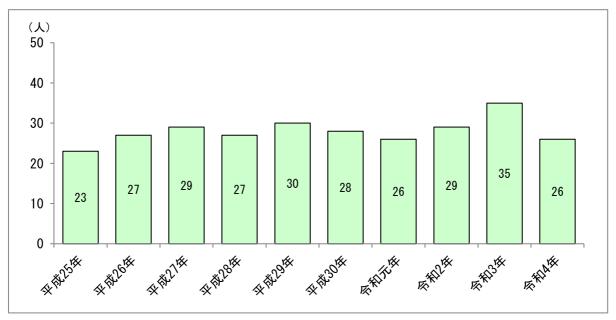
2 安城市の自殺者の現状

(1) 安城市の自殺者数の推移

安城市に居住していた人の自殺者の状況をみると、自殺者数の推移では平成 26 年以降は年間 30 人前後で推移しています。また、平成 25 年から令和4年までの 10 年間の男女別自殺者の割合をみると、女性が 30.0%となっているのに対し、男性は 70.0%と、男性の自殺者の占める割合が高くなっています。

同居人の有無別自殺者の割合では、約4人に3人が同居人「あり」となっています。

<本市の自殺者数の推移>



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

<男女別自殺者の割合(平成 25~令和 4 年累計)>

30.0 70.0 (%)

<同居人の有無別自殺者の割合

(平成 25~令和 4 年累計)>

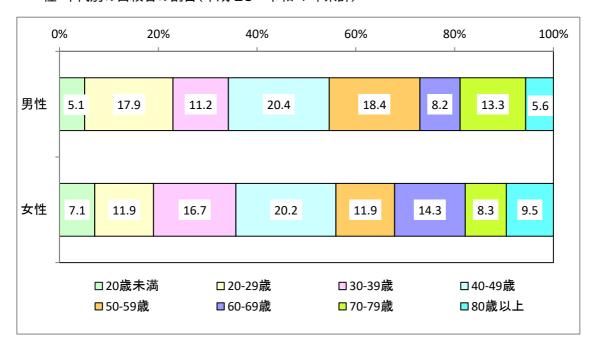


資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(2) 年齢別の自殺者の状況

平成 25 年から令和4年までの 10 年間でみると、男性では 40 歳代、50 歳代で男性全体のおよそ4 割を占めています。女性では 40 歳代、30 歳代で女性全体の4割弱を占めています。また、男性では 20 歳代の自殺者の割合が高くなっています。

<性・年代別の自殺者の割合(平成 25~令和 4 年累計)>



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(3) 自殺死亡率の推移(全国と県と比較)

本市の自殺死亡率(人口 10 万人当たりの自殺者数)は、平成 27 年以降増減を繰り返しています。 令和3年は 18.41 と、全国と県を上回っていますが、ほとんどの年で全国と愛知県の値を下回っています。

<自殺死亡率(人口 10 万人当たりの自殺者数)の推移(全国と県と比較)>

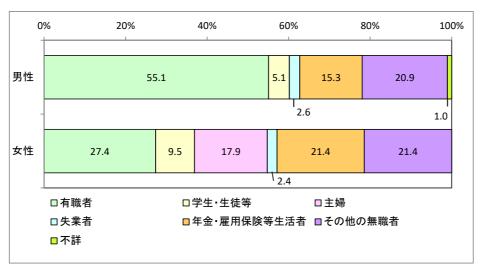


資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(4) 職業別の自殺者の状況

平成 25 年から令和4年までの 10 年間でみると、男性では「有職者」、女性では「有職者」「年金・ 雇用保険等生活者」の割合が高くなっています。





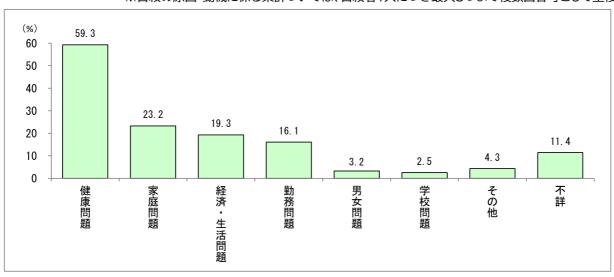
資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(5) 自殺の原因・動機別の状況

平成25年から令和4年までの10年間でみると、「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」「経済・生活問題」「勤務問題」が多くなっています。

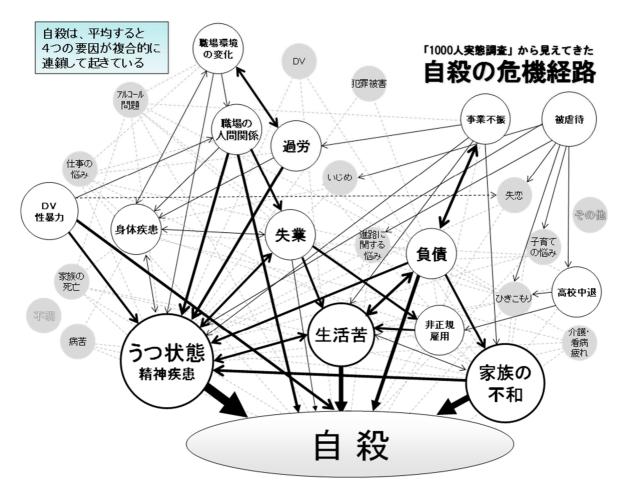
<原因・動機別の自殺者の状況(平成 25~令和 4 年累計)>

※自殺の原因・動機に係る集計ついては、自殺者1人につき最大3つまで複数回答可として重複計上



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

自殺の原因・動機は、健康問題や経済的な問題、勤務問題など複数の要因が複雑に関係しているため、関係機関と連携し、継続的にきめ細かな対策を推進する必要があります。



資料: NPO法人ライフリンク「1000人実態調査 | より

図中の〇印の大きさは要因の発生頻度を表しています。〇印が大きいほど、自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。矢印が太いほど因果関係が強いことになります。

自殺の直接的な要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには 複数の要因が存在し、連鎖しています。自殺で亡くなった人は、平均4つの要因を抱えていたことが 分かっています。NPO法人ライフリンクの調査では、図以外にも、職業、年齢、性別等によって、 自殺に至る要因の連鎖に特徴があることも分かってきています。

3 地域自殺実態プロファイル

一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターによる、地域の実態の分析及び地域特性(地域の課題)の把握のための地域自殺実態プロファイルでは、以下のような本市の地域特性が示されています。

また、この属性情報から、本市において「推奨される重点パッケージ」として、「勤務・経営」、「高齢者」、「生活困窮者」、「子ども・若者」があげられました。

■安城市の自殺の傾向

<本市の主な自殺の特徴(平成29~令和3年合計)>

上位5区分		割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位	男性 40~59 歳有職同居	14.2%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗 →うつ状態→自殺
2位	男性 60 歳以上無職同居	10.1%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
3位	男性 20~39 歳有職同居	8.1%	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業) →パワハラ+過労→うつ状態→自殺
4位	男性 40~59 歳有職独居	7.4%	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗 →うつ状態+アルコール依存→自殺
5位	女性 60 歳以上無職同居	6.8%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

資料:一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2022)」

地域自殺実態プロファイルとは…

地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援することを目的に、一般社団法人いのち支える 自殺対策推進センターにおいて、すべての都道府県及び市町村それぞれ の自殺の実態を分析 したもの。各地方公共団体では、提供される地域自殺実態プロファイルを参考に地域自殺対 策計画を策定し、総合的な自殺対策を推進することとなっています。

4 健康に関する基礎調査結果等からみた安城市の現状

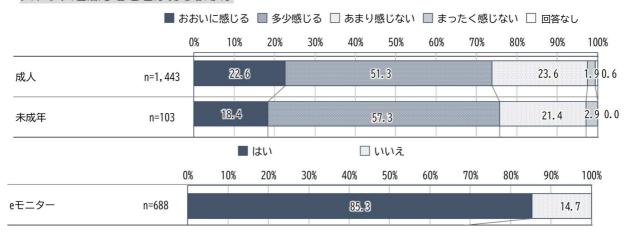
健康日本21安城計画及びいのち支える安城計画の評価及び今後の計画見直しの基礎資料として、市民の生活習慣、健康に対する意識やメンタルヘルス等の現状を把握するために健康に関する基礎調査(実施期間:令和5年7月~8月)及び e-モニターによる調査(実施期間:令和5年6月)を実施しました。その中から、自殺と関係の深いとされる、ストレスなどこころの健康に関する項目について、同調査結果から抜粋しました。

※健康に関する基礎調査における「成人」18歳以上「未成年」15~17歳(年齢は2023年4月1日現在) eモニターによる調査対象年齢は18歳以上

(1) アンケート調査

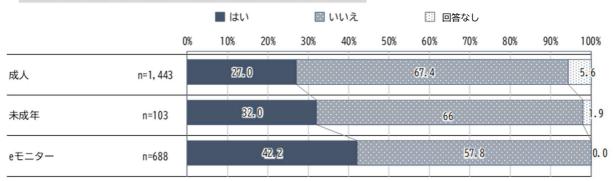
① 7割以上の人が何らかのストレスを感じている状態にあります。

ストレスを感じることがありますか



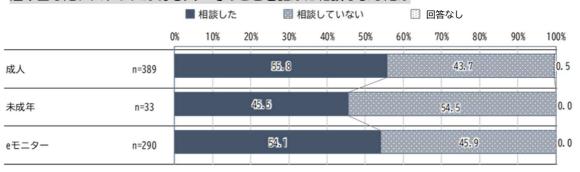
② 逃げ出したい大きなストレスがある人は2~4割となっています。

ストレスが大きくて逃げ出したいと思うことがありますか



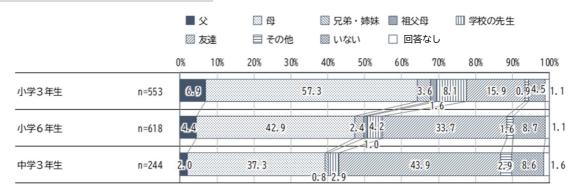
③ 逃げ出したい大きなストレスがある人のうち、誰かに相談したかどうかについては、 相談していない人の割合は4割以上となっています。

逃げ出したいストレスがある人 そのことを誰かに相談しましたか



④ 悩みを相談する相手をみると、小3・小6では「母」、中3では「友達」が最も多くなっています。「いない」は小6・中3で1割弱となっています。

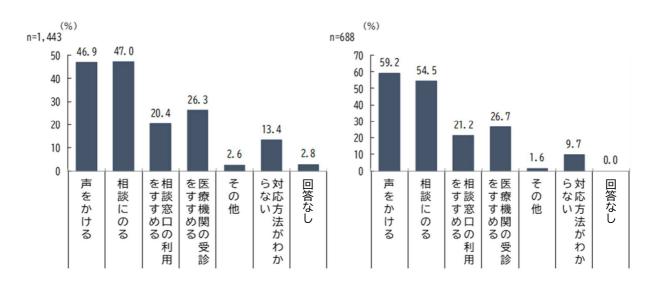
最初に悩みを相談するのはだれですか



⑤ 身近にこころのケアが必要な人がいたときの対応については、「声をかける」が多くなっています。「対応方法がわからない」は約1割となっています。

身近にこころのケアが必要な人がいたときの対応方法

成人 e モニター



⑥ うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発された、心理的 ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標(K6)を用いたハイリスク該当者(要注意:10点以上)は、16.4%となっています。

過去 1 か月のこころの健康状態から見る K6 ハイリスク該当者割合 問題なし:5点未満 要観察:5~10点未満 要注意:10点以上 ■ 要観察 ■問題なし 三 要注意 100% 0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90%

25.0

16.4

58.6

n=1, 443

5 ヒアリング調査

健康日本21安城計画及びいのち支える安城計画の今後の計画見直しの基礎資料として、健康やメンタルヘルスに関する現状や課題を把握するために、事業所・児童クラブ・児童クラブ支援員会議・母子保健担当者情報交換会等へのヒアリング調査(実施期間:令和5年8月~9月)を実施しました。

その中から、自殺と関係の深いとされる、メンタルヘルスなどこころの健康に関する項目について とりまとめしました。

(1) 事業所ヒアリング

メンタルヘルスの把握

ストレスチェックの実施により、従業員のメンタルヘルスの状況把握 朝礼において、健康管理の一環として睡眠状況を把握

メンタルヘルスのケア

メンタルヘルスサポート窓口・カウンセラーの設置(外部機関の協力) 復職支援プログラムの導入

課題

健康な若手従業員へのアプローチ

勤務・経営者対策をすすめていくためには、各事業所の従業員への取組が重要である。 また、メンタルヘルスに関する情報を事業所等へ発信するなどの市からの情報提供の他、 市と事業所等との連携も模索していく必要がある。

(2)児童クラブヒアリング(小学3~6年生の児童に実施)

困った時の対処方法について

児 童 : ヒアリングした児童の中に、相談先がわからないという児童はいなかった 困っていそうな子への、子ども同士での声掛けは浸透している 少数だが、心配をかけたくないから相談しようと思えないという意見もあった

支援のポイント

支援員: 低年齢な児ほど、自分の悩みやストレスに気付きにくく、困っていることがうまく言葉で伝えられず、身体的な訴えとして表れることもあるため、変化を見逃さないよう配慮している。

令和5年度から「児童クラブ巡回アドバイザー」を配置し、専門的な視点で見守っている。児童の変化に気付いた時は、市や学校、教育委員会と互いに連携し、情報共有に努めている。

今後 期待されること

児 童 : 友達の変化に気付いたり、SOS を受け取った時、子ども同士で抱え込まず、信頼できる大人に相談できる

支援員:引き続き、個々に合った支援の継続と、関係機関との連携 (親にとっても子どもにとっても、気兼ねない関係で相談しやすい場と感じている)

困難を抱える児童の生活背景は様々で、その変化に一早く気付き、緊急性があるか、他機関 との連携支援が必要か、タイムリーな判断と支援が求められている。

(3) 母子保健担当者情報交換会でのヒアリング

ライフコースにおける現状と課題について

思春期~更年期:抑うつ症状などの精神的な症状もみられることのある PMS(月経前症候群)への知識・治療が一般的になっていない。早期の PMS 治療は、不妊の原因となる疾患の予防や更年期の症状改善にも繋がるため、全ライフコースで女性の QOL を拡大することができる。

性 成 熟 期:若年妊娠や、望まない妊娠、晩婚化の影響で不妊に悩む人など、妊娠へ悩みを抱える人は変わらずいる。すべての妊娠可能年齢の女性やそのパートナーに、プレコンセプションケア(妊娠前の健康管理)を知ってもらうことが、女性本人のみならずパートナーの QOL 向上にも大きくつながっていく。

妊娠期・子育て期:育児中の孤立感や支援者不足の問題は深刻である。男性の育児休暇取得を進めているが、うまく使いこなせていない現状がある。男女ともに育児休暇取得中の過ごし方への相談や指導にも対応していくことが必要。 産後ケアなど産後のサポート体制も拡充してきているが、今後もより使いやすく効果的な方法を模索していく必要がある。

女性の社会進出により、就業・キャリアの形成と妊娠・出産などのライフイベントの選択や両立などにより悩みを抱えやすい。幅広い機関と連携し、サポートしながらより充実した生活が送れる支援が望まれる。

(4) 高齢者のサロンで活動する健康づくりリーダーへのヒアリングを掲載予定

6 第1次計画の目標達成状況

(1) 数值目標

数値目標については、計画策定時令和5年の自殺死亡率を推計した上で、令和8年までに 30%減 少させる国の自殺総合対策大綱に合わせて、本計画の最終評価年である令和5年までの5年間で 14.5 以下とする目標でした。令和4年は13.7と目標値である14.5を下回り、目標を達成しました。

	基準値	目標値	結果
	平成29年	令和5年	令和4年
自殺死亡率	16.1	14.5 以下	13.7

厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

自殺死亡率:人口 10 万人当たりの自殺者数 自殺死亡率=

10月1日の人口

(2) 指標

指標の達成状況は以下の通りです。

指標	平成29年度	令和!	5年度
1日 1示	十成乙9千反	目標値	現状値(令和4年度)
K6*ハイリスク該当者の割合	15.9	14.4	16.4
ゲートキーパー*養成研修の受講者数	43人	延830人	2,627人
高齢者の孤立防止のための地 域参加の促進 (月1回以上開催されている サロン実施箇所数)	127 箇所	150 箇所	207 箇所
「自分にはよいところがある」 と思う児童生徒の割合 (愛知県を 100 とした場合の 指数)	小学生 97 中学生 92 (2018 年度)	小学生 100 中学生 96	小学生 95 中学生 99

7 現状と課題の整理

(1)高齢者

令和2年以降、70歳以上の自殺者数が増加しています。全国と比較しても、男性では80歳以上の 自殺死亡率の割合が高くなっています。また、女性では60歳代の自殺死亡率が高くなっています。

高齢者は地域で孤立しやすく、対人交流の減少等に伴い精神的ストレスを抱える可能性があるため、高齢者への対策として、見守り等で「孤立を防ぐ」ための施策を行ってきました。老年人口が増加しており、今後も高齢者への対策が必要であり、地域のネットワークや関係機関との連携をさらに充実していく必要があります。

(2)生活困窮者

本市における有職者、無職者別の自殺者数の割合では、男性はおよそ3割、女性ではおよそ7割が 無職者となっています。

経済的に困窮した生活困窮者からの相談は、新型コロナウイルス感染症の影響で相談件数が大幅に増加しました。また、景気悪化の状況が続いており、今後も生活困窮者が増えるおそれがあります。生活困窮者は経済的な問題以外にも、社会や家族からの孤立や心身の不調など複合的な課題を抱えており、相談者が抱える課題は複合化・複雑化しております。そのため、関係機関と連携をとりながら、相談・支援を強化することが必要です。

(3)勤務・経営者

地域自殺プロファイルから本市の自殺の傾向をみると、上位5区分のうち3区分が有職者となっています。

平成25年から令和4年までの10年間でみると、男女ともに40歳代が最も多くなっています。また、特に男性はこの5年間での自殺死亡率が全国の数値よりも高くなっています。

本市の女性の労働力率は全国や愛知県と比較して高い状況にあります(国勢調査より本市 56.0%、 愛知県 55.5%、全国 53.5%)。また、労働力率は5年前と比較して上昇しています。

30~50歳代は仕事・家庭・健康といった様々な課題が重なる時期でもあります。

そのため、今後もワークライフバランスの推進や労働者のメンタルヘルス対策を進めていくこと が重要だと考えられます。また、働く女性への支援も今後強化していく必要があります。

(4)子ども・若者

本市における子ども・若者の自殺死亡率は、20歳代以下の男性で全国自殺死亡率よりも高くなっています。また、自殺者数をみると 20歳代以下は全体の2割、女性では半数以上が40歳代以下となっています。

若年層は入学、就職、引っ越し、結婚、出産、育児といったライフイベントが多い時期であり、不安や悩みを抱きやすい時期でもあるといえます。実際、e モニター調査では、40 歳代以下の5割以上が「逃げ出したいと思うことがある」と回答しています。

アンケート調査からは、「ストレスが大きくて逃げ出したいと思ったときに誰かに相談したか」に ついて、小学6年生と中学3年生、未成年の約半数が「相談していない」と回答しています。

市では、小中学校を中心に、「いのちの教育」を行ってきました。子どもたちが SOS の出し方や周

りの SOS に気づき繋げる方法を学ぶことは将来にもつながると考えています。そのため、子どもへの「いのちの教育」を継続して進めていくことが必要です。

若年層には、子育て世代や妊産婦を中心にメンタルヘルス等の対策を進めてきました。子どもを育てる世代の自殺対策は、子どもへの自殺対策と直結しています。そのため、今後も子育て世代や妊産婦への支援は重要です。さらに、なかなか手の届かない若い世代への支援も今後考えていく必要があります。

(5)女性

諸外国の自殺死亡率を比較すると、日本は女性の自殺死亡率は4番目であり、自殺死亡率の高さが目立っています。女性の自殺者数は令和2年以降増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により女性特有の課題が顕在化し、女性の自殺リスクが高まっていると考えられます。

厚生労働省の患者調査(平成29年)によると、気分[感情]障害(躁うつ病を含む)患者数は男性49.5万人、女性78.1万人となっており、女性に多いことがわかっています。

本市では、平成25年から令和4年の10年間の合計をみると、女性では半数以上が40歳代以下となっています。

市では、特に子育て世代や妊産婦を中心に対策を進めてきましたが、今後もより一層女性への支援の強化が必要となってきます。

ココロのコラム:自殺のサインに気づくゲートキーパー!

ゲートキーパーとは、地域や職場、学校など様々な分野で、 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人 に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守 る)を図ることができる人のことです。

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。 1 人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。



第3章 基本的な考え方

1 自殺対策の基本認識

・自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥り、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感や、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感等により、危機的な状態にまで追い込まれてしまうと捉える必要があります。

個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができ、このことを社会全体で認識するよう改めて徹底していく必要があります。

・年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

我が国の人口 10 万人当たりの自殺死亡率はG7諸国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えています。かけがえのない多くの命が日々、自殺に追い込まれている状況です。

2 基本理念

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」

「支えあおう こころといのち」をスローガンに自殺対策を進めています。

自殺対策基本法に基づき、毎年9月10日から16日を「自殺予防週間」、毎年3月を「自殺対策強化月間」と定めて、国、地方公共団体、関係団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進しています。本市でも、これらの啓発期間を始め年間を通してさまざまな広報・啓発活動に取り組んでいきます。

3 基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する

「生きることの促進要因」より「生きることの阻害要因」が上回ったときに、自殺のリスクが高まるとされています。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因」を増やす取組を行います。

2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺対策は精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。そのため、関連する様々な施策を連携させて、総合的な対策として展開していきます。

また、各々が自殺対策の一翼を担っている意識を共有、連携体制をとって取組みます。

3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、「対人支援」「地域連携」「社会制度」の3つのレベルに分けられ、それぞれを強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

対応の段階としては「事前対応」「危機対応」「事後対応」があり、「事前対応」を推進しつつ「危険対応」「事後対応」も体制を検討していきます。

4. 実践と啓発を両輪として推進する

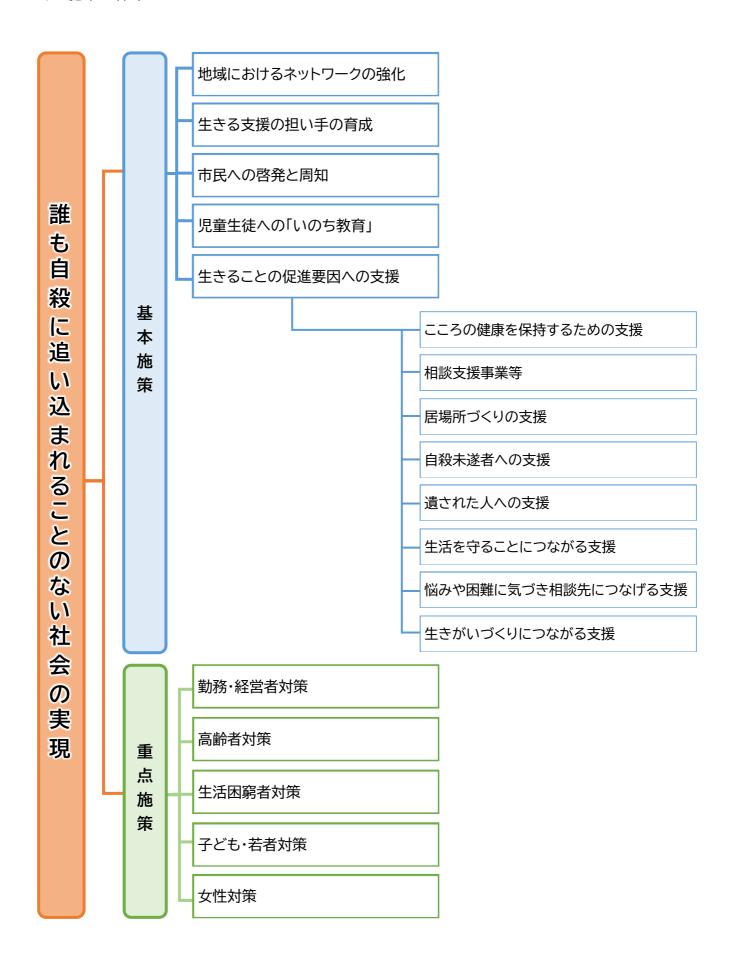
自殺対策における実践的な取組と、自殺問題の啓発的な取組とを合わせて推進していきます。 自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には誰か に援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように普及啓発を行っ ていきます。

5. 行政、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する それぞれの主体が果たすべき役割を明確にし、取組を推進していきます。また、情報を共有し、相 互の連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していきます。

6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

基本法第9条にに「自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない」と定められていることを踏まえ、このことを認識して自殺対策に取組を推進していきます。

4 施策の体系



5 数値目標

(1) 数值目標

自殺対策基本法で示されているように、本市における自殺対策が最終的に目指すものは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現であり、その目標を実現するためには、自殺対策を通じて 具体的な数値目標を定める必要があります。

国は、自殺総合対策大綱において、令和8年までに自殺死亡率(平成27年比)を30%以上減少させ、13.0以下とすることを目標としています。また、愛知県においても国と同様に令和8年までに自殺死亡率を13.0以下とすることを目指しています。

本市においては、国の自殺総合対策大綱の目標値と本計画の計画期間を踏まえ、令和9年までに自 殺死亡率を13.0以下とすることを目標とします。

自殺死亡率	現状値	目標値
日秋光に平	令和 4 年(2022 年)	令和9年(2027年)
安城市	13.7	13.0以下

厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

自殺死亡率:人口 10 万人当たりの自殺者数 自殺死亡率 = 年間の自殺死亡数 10 月 1 日 0 人口 × 100,000

(2) 指標

本計画では、計画の数値目標に加えて指標を設定し、進捗管理を行います。

	現状値	目標値
	令和5年度	令和9年度
健康であると感じている人の割合(市民アンケート)	83.1%	85.0%
ゲートキーパー養成研修の受講者数	2,584 人	延べ4,600 人
	(令和4年度)	
『自分にはよいところがある』と思う児童生徒の割合	小学生 95	小学生 100
(愛知県を 100 とした場合の指数)	中学生 99	中学生 100
福祉センターサロン参加者数	●人	●人
	(令和4年度)	

第4章 自殺対策における取り組み

【基本施策】

1 地域におけるネットワークの強化

様々な事業を通じて地域に展開しているネットワークと自殺対策とが連携して課題を解決することが重要な取組となることから、地域におけるネットワークを強化に引き続き取組みます。

また、複合的な課題を持つハイリスク者にも対応できるよう、関係課・関係機関との協働・連携を 推進します。

※マークアップ:該当する重点施策

勤:勤務・経営者対策、高:高齢者対策、生:生活困窮者対策、子:子ども・若者対策、女:女性対策 ※☆:重点施策に関わらず今期から加えられた施策

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当(組織順)
安城市総合教育会議	市長及び教育委員会が、本市の教育に関する目		健幸=SDGs
	標、課題等を共有し、連携して教育行政を推進する		課
	ための会議を開催する。		
男女共同参画審議会	男女共同参画審議会において、人権尊重に関する	女	市民協働課
	啓発や取組について委員に周知を図る。		
安城市虐待等防止地域	虐待等の問題について、地域住民及び関係機関と	高/子/	市民協働課、
協議会	連携し、虐待等の発生防止、虐待等を受けた者及	女	障害福祉課、
(児童・障害・高齢・DV)	びその家族の適切な保護並びにこれらの者に対す		高齢福祉課、
	る支援体制について協議する。		子育て支援
			課
防犯啓発支援事業	暴力追放の啓発活動を行う。		市民安全課
(暴力追放推進協議会)			
民生委員·児童委員協議	市内を中学校区に分け、毎月全8地区において、	高/子	社会福祉課
会	地域住民の見守り、相談支援等、地域福祉の向上		
	のための会議を実施している(総会を行う 4 月を		
	除く)。約 230 名いる民生委員・児童委員、主任児		
	童委員及び地区社協、地域包括支援センター、市社		
	会福祉課(事務局)が参加。		
安城市自立支援協議会	地域の障害福祉に関するシステムづくりのため、関		障害福祉課
	係機関と協議する。		
地域ケア会議	各地区の実態に合わせ個別会議で課題を抽出、各	高	高齢福祉課
	中学校区毎の地区会議で課題の解決に取組み、地		
	域ケア推進会議を核として多職種連携を図りつつ		
	地域課題の解決を目指す。		

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
子育て支援ネットワーク	地域において子育て支援を行う団体が連携し、情	子	子育て支援
会議	報交換を行うことにより、子育てを家庭、地域及び		課
	社会で支え、子育てに携わる人たちが安心して子		
	育てをできるように適切な支援を行うとともに、		
	地域の子育てに関する情報を提供する会議を設置		
	する。		
保健センター運営協議	保健センターでの事業実績、今後の事業について		健康推進課
会	報告し、健康日本 21 安城計画・いのち支える安城		
	計画の進捗管理を実施する。		
商工業者が組織する団	商工会議所と連携して、中小企業の支援を実施す	勤	商工課
体との連携	る。		
ふれあいネット推進事業	年2回実施する全体会で各校の取組の情報共有等	子	学校教育課
(連絡協議会)	を行う。また、各校代表児童生徒によるふれあい会		
	議を実施する。		
安城市小中学校 PTA	安城市小中学校 PTA 連絡協議会	子	生涯学習課
連絡協議会			
困難を抱える若者支援	関連組織や事業所の代表者や実務者に集まっても	子	生涯学習課
事業	らい、若者支援に関する報告や困難事例の検討な		
	どを行う。		
☆重層的支援体制整備	8050 問題やダブルケアなどの複合化した問題を	生	社会福祉課
事業	抱えた人に対して、属性や世代を問わない断わら		
	ない相談体制を整え、関係機関が連携して支援し		
	て支援する。		
☆高齢者の保健事業と	健診や医療、介護に関するデータ分析により地域	高	国保年金課、
介護予防事業等の一体	の健康課題を把握し、高齢者に対する個別的支援		健康推進課、
的な実施	(ハイリスクアプローチ)と通いの場等への積極的		高齢福祉課
	な関与等(ポピュレーションアプローチ)を行う。		
精神保健福祉推進協議	協議会年1回。関係機関と情報共有、連携の強化		愛知県衣浦
会	を図り、総合的に自殺対策を推進する。		東部保健所
精神保健福祉関係機関	連絡会議年2回。関係機関と情報共有、連携の強		愛知県衣浦
連絡会議	化を図り、総合的に自殺対策を推進する。		東部保健所
アルコール健康障害対	会議年1回。関係機関と情報共有、連携の強化を		愛知県衣浦
策地域推進会議	図り、アルコール健康障害対策を推進する。		東部保健所
相談窓口ネットワーク事	会議年1回。自殺対策に関わる相談支援機関と課		愛知県衣浦
業	題を共有し、相談体制の充実と関係機関の連携体		東部保健所
	制の構築を図る。		

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
ひきこもり地域継続支	ひきこもり状態にある本人及び家族を地域で継続		愛知県衣浦
援ネットワーク事業	して支援するために、関係機関が相互に協力・連携		東部保健所
	し、包括的な支援体制の構築を図る。		
難病対策地域協議会	協議会1回。難病に関する療養支援の充実、連携強		愛知県衣浦
	化を図る。		東部保健所
母子保健推進事業	会議2回、事例検討会1回。管内市の母子保健事業	女	愛知県衣浦
	の充実を図る。		東部保健所

2 生きる支援の担い手の育成

悩みや生活上の困難を抱える人に対し「気づき」、支援に「つなぐ」ことができるよう、生きる支援の担い手(ゲートキーパー等)を育成します。

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
市職員	新規採用職員フォローアップ研修において、新規採		人事課、健康
	用職員を対象にとして、健康推進課職員を招き『ゲ		推進課
	ートキーパーについて』の講義を行い、本市の自殺		
	の現状やゲートキーパーの役割を伝える。		
民生委員·児童委員	民生委員・児童委員、主任児童委員に向けた、安城	高/子	社会福祉課、
	市の現状やゲートキーパーの役割についての研修		健康推進課
	を実施する。		
地域ケア推進会議構成	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮ら	高	高齢福祉課、
メンバー	しを続けることができるよう、地域課題の解決策		健康推進課
	について協議する。		
保健福祉部会構成メン	保健福祉部会構成メンバーに対し、ゲートキーパー	高	高齢福祉課、
\\"-	養成講座を実施する。		健康推進課
ファミサポ連絡調整会議	ファミサポ連絡調整会議構成メンバーに対し、ゲー	女	子育て支援
構成メンバー	トキーパー養成講座を実施する。		課、健康推進
			課
健康づくりサポーター	健康づくりに関心がある団体及び個人を支援及び		健康推進課
	事業を実施する。		
困難を抱える若者支援	再掲	子	生涯学習課、
事業(再掲)			健康推進課
☆LGBT 職員研修会	職員向け LGBT 研修を実施し、基礎知識を習得す		市民協働課
	వ 。		

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
アルコール地域連携事	支援者等のアルコール健康障害に関する対応力の		健康支援課
業	向上を図る。		こころの健康
			推進 G
自殺対策人材育成研修	一般医療機関向け研修会、相談窓口対応者向け相		愛知県衣浦
会	談対応技術研修により相談支援者の技術の向上を		東部保健所
	図っている。		
自殺未遂者対象事例検	事例検討会により関係機関と課題や対応方法を検		愛知県衣浦
討会	討し、よりよい支援につなげる。		東部保健所
まちかど講座(ゲートキ	まちかど講座のメニューの1つとしてゲートキー	勤/高	健康推進課
ーパー養成講座)	パー養成講座を実施する。		

3 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こりうる危機」であることから、危機に陥る前に 誰かに相談したり、助けを求めることが適切であるということが社会全体の共通認識となるよう、普 及啓発を行います。また、様々な媒体を活用して、生活の中で起こりうる問題に関する情報提供を行 います。

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
男女共同参画情報誌の	男女共同参画について情報発信することで、市民	女	市民協働課
発行	の理解と認識を深めるとともに、男女共同参画社		
	会の形成を図る。		
DV防止啓発	ミニパンフレットをトイレに設置し、広報あんじょう	女	市民協働課
	やデジタルサイネージにより啓発を行う。		
読書活動推進事業	館内で自殺対策に関する資料の展示やパンフレッ		アンフォーレ
	ト等の配布を行う。		課
地域子育て支援センタ	子育て支援センターの事業内容や子育てに関する		子育て支援
一事業	情報を、広報紙、ウェブサイト等により広く発信す		課
	ర 。		
自殺予防週間や自殺対	毎年9月の自殺対策推進週間と3月の自殺対策		健康推進課
策強化月間における情	強化月間にあわせ、ポスターや街頭キャンペーンな		
報提供および啓発	どで情報提供や啓発を行う。		
こころの健康に関するリ	自殺対策、相談先一覧が書かれているリーフレット		健康推進課
一フレット作成	を作成し配布する。		
ふれあいネット推進事業	再掲	子	学校教育課
(リーフレット作成)			
(再掲)			

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
☆男女共同参画リーフレ	市内中学 3 年生にデート DV や LGBT に関する	女	市民協働課
ット、LGBT 啓発パンフ	内容を掲載した男女共同参画リーフレットを配布し		
レット配布	啓発を行う。		
	3歳児保護者や各種イベントにおいて LGBT 啓発		
	パンフレットを配布し啓発を行う。		
自殺予防街頭啓発キャ	自殺予防週間・自殺対策強化月間に合わせ、啓発		愛知県衣浦
ンペーン	を行う。		東部保健所
こころの健康啓発事業	保健所の窓口や行事に合わせてこころの健康に関		愛知県衣浦
	する啓発を行う。		東部保健所
男女共同参画セミナー	人権尊重に関するテーマのセミナーを開催し啓発	女	市民協働課
	を行う。		
人権啓発講演会等	地域イベントを利用した、当該会場内での市民への	子	市民安全課
	啓発活動を行うとともに、市内の児童・生徒を対象		
	とした、学校内での人権教室・講演会等を開催す		
	వ 。		
認知症サポーター養成	町内会や地域の集まり、学校、サロン等で認知症サ	高	高齢福祉課
講座	ポーター養成講座を開催する。		
講演会等	あんじょう健康大学として、毎年メンタルヘルスに		健康推進課
	関する講演会を開催している。		
思春期保健事業	「性・生」に関する正しい知識を提供し、思春期の健	子	健康推進課
	康課題解決を支援するため、保健師・助産師・図書		
	情報館職員の派遣及び性の絵本の読み聞かせ等、		
	幼保小中学校・高校で行う。		
公民館講座	公民館講座	高	生涯学習課
☆男女共同参画週間イ	6月23日~29日の男女共同参画週間、10月	女	市民協働課
ベント、男女共同参画月	の男女共同参画月間に合わせ、講演会等で人権尊		
間イベント	重に関するテーマのイベントを開催し啓発を行う。		
※男女共同参画セミナ			
一に統合			
☆エンパワーメント講座	女性のエンパワーメントを高める講座において、資	女	市民協働課
	料の一つとして人権尊重に関する情報や相談先の		
	情報を掲載したリーフレットを配布することで啓発		
	を行う。		

4 児童生徒等への「いのちの教育」

児童生徒が、先生や保護者、それ以外の大人にも相談ができるよう、家庭・学校以外の居場所や相談相手づくりを推進します。また、命の大切さの教育だけでなく、困難やストレスへの対処方法などを身につけるための教育(SOSの出し方に関する教育)にも取組みます。

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
思春期保健事業	再掲	子	健康推進課
(再掲)			
いのちの教育	気軽に相談できる雰囲気づくりや、良好な人間関	子	学校教育課
	係づくりを核とした学級経営の実施に取り組む。		
スクールカウンセラー配	拠点校にスクールカウンセラーを配置し、全小中学	子	学校教育課
置事業	校を担当することで、悩みを抱えた児童生徒への		
	相談活動を実施する。		
キャリア・スタート・ウィ	8 校の中学校 2 年生が 3~5 日間程度、職場体験	子	学校教育課
ーク事業	学習を実施する。		
不登校児童生徒支援事	つながりディレクター及び SSW による訪問支援	子	学校教育課
業	を実施する。		
安城市いじめ問題対策	年間1回、有識者による情報交換や事例検討を実	子	学校教育課
連絡協議会	施する。		
いじめアンケートの実施	各校で学期に1回以上実施し、いじめの早期発	子	学校教育課
	見、早期対応に努める。		

5 生きることの促進要因への支援

地域で自殺を防ぐためには、生きることの阻害要因を減らすための取組だけでなく、生きることの 促進要因を増やすための取組を合わせて行うことが必要です。そのため、生きることの促進要因の強 化につながる支援を推進します。

(1) こころの健康を保持するための支援

自殺の直接的な要因では「うつ状態」が最も大きく、「こころの健康」を保持することは、自殺を防ぐために重要な支援です。そのため、メンタルヘルスの保持やリスク者の早期発見をすすめていきます。

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
子どもの学習・生活支援	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子ど	生/子	社会福祉課
事業	もを対象に、学習の場を提供し、高校へ進学できる		
	よう、また、高校中退をふせぐための支援を行う。		
高齢者孤立防止事業	高齢者の単身世帯に見守りサービス等の高齢者福	高	高齢福祉課
	祉サービスが必要か希望を伺い、ひとり暮らし高		
	齢者として登録する。		
高齢者住宅等安心確保	県営住宅に設定されているシルバーハウジング入	高	高齢福祉課
事業	居者に対して支援員を派遣し、在宅生活を援助す		
	る。		
保護者支援事業	1クール全6回。ペアワークやグループでの発表を	女	子ども発達
	通して子どもの行動のとらえ方や関わり方を学		支援課
	\3\(\cdots\)		
学齢期支援事業	友達と関わることが苦手な子どもが集団生活にル	子	子ども発達
	ールを学び、友達との関わり方を小集団で楽しく		支援課
	練習する。		
妊婦·産婦健康診査	妊娠期、産褥期に適切に健診を促すため、また、経	女	健康推進課
	済的負担を軽減するために費用助成を行う。		
乳幼児健康診査	子どもの健やかな成長を保護者と確認し、育児に		健康推進課
	おける疑問や不安を軽減するために乳幼児健診を		
	実施する。		
乳幼児健診事後フォロ	発達の遅れ等の不安を解消し、必要時早期療育に		健康推進課
一(発達心理相談等)	つなげるため、実施する。		
離乳食講習会	乳汁のみから固形食栄養に切り替え、咀嚼や味覚		健康推進課
	の形成の基礎を作る離乳食の知識を習得するよう		
	実習、実演、講話を行う。		
パパママ教室	妊婦とその夫が、妊娠・出産・育児・食生活につい	女	健康推進課
	て、正しい知識を身に付け、協力して子育てができ		
	るように実習、実演、講話を行う。		

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
成人健康手帳交付	特定健診・保健指導等の記録、その他健康保持の		健康推進課
	ために必要な事項を記載し、自らの健康管理に役		
	立てる。		
労働講座	愛知県と共催で労務管理を中心とした講座を行	勤	商工課
	い、労使の適正な知識を養うとともに、労働環境及		
	び労働条件の向上を図る。		
教職員保健事業	教職員に対するストレスチェックを実施する。	勤	学校教育課
学校図書館教育推進事	全校に学校司書を配置し、居場所としての学校図	子	学校教育課
業	書館の充実を図る。		
心身の健全育成のため	生徒の心身の健全育成のために、部活動の改善と	子	学校教育課
の部活動	充実を図る。		
いのちの教育(授業、掲	再掲	子	学校教育課
示物等)			
(再掲)			
子育ち・親育ち広場運営	子育ち・親育ち広場運営業務を行う。		生涯学習課
業務			
地域の子ども会育成に	子ども会活動の推進を図るため、小学校区の各種	子	生涯学習課
関する支援	行事や各子ども会の活動に対し、補助金を交付す		
	る。月例理事会による情報共有のほか、ソフト・フッ		
	ト大会や優秀者の顕彰を実施する。		
がん患者アピアランスケ	がん患者の経済的負担の軽減を図るため、がん治	新	健康推進課
ア用品購入費補助事業	療に伴う脱毛に対するウィッグ(かつら)または外		
	科的治療等による乳房の変形に対する補整具の購		
	入費に対して補助を行う。		
☆若年がん患者在宅療	若年のがん患者が住み慣れた自宅などで自分らし	子	健康推進課
養支援事業	く安心して日常生活を送ることができるよう、在宅		
	療養に要する費用の一部の助成を行う。		
☆在宅医療介護連携推	高齢者を地域で支えていくために専門職が協働	高	高齢福祉課
進事業	し、在宅医療・介護を切れ目なく提供できる体制づ		
	くりを行う。安城市看取り支援体制プランでは「本		
	人が望む場所で、自分らしく最期まで生きる」とい		
	う目標を掲げ、そのうちの取組の一つとして令和3		
	年度にわたしノートを作成し周知啓発を行う。		
精神保健福祉家族教室	教室年 2 回。当事者を抱える家族を対象に家族交		衣浦東部
	流会や講演会を行う。		保健所
	<u> </u>		L

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
ひきこもり家族教室	(調整中)		衣浦東部
			保健所

(2) 相談支援事業等

自殺の要因は、健康問題や経済・生活問題、家庭問題など多岐にわたり、またその問題が複合化、 複雑化しています。そのため、様々な悩みや問題を抱えている人の相談に応じて、必要に応じて専 門家による支援につなげます。また、相談窓口等の周知もあらゆる機会で進めていきます。

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
犯罪被害者支援に関す	犯罪被害者等基本法の基本理念に基づく、犯罪被		市民安全課
る事業	害者等(本人・家族・遺族)の権利利益の保護、被害		
(市役所内相談総合窓	の回復及び生活再建に向けた支援を行う。		
□)			
市民相談支援事業	市民相談員による日常生活上の困りごと・悩みご	女	市民安全課
(法律相談・人権相談・女	と相談(市民相談)及び弁護士等の専門家による各		
性相談等)	種無料相談(特別相談)を実施する。		
生活困窮者自立支援事	経済的に困窮した者からの福祉相談に対応し、就	生	社会福祉課
業	労をはじめとした自立に向けて、必要な情報提供		
	や助言を行うとともに、相談者の状況に応じた支		
	援を行う。		
生活保護事業	困窮の状況を確認し、資産の活用等を行ってもな	生	社会福祉課
	お生活に困窮する場合は生活保護の申請を適切に		
	行う。		
障害者相談員による相	障害のある人の更生援護の相談に応じ、必要な助		障害福祉課
談業務(身体·知的障害	言、指導を行う障害者相談員を設置する。		
者相談員)			
精神保健福祉相談の実	精神障害に関する相談に応じるため、精神相談員		障害福祉課
施	を配置する。		
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことが	高	高齢福祉課
運営事業	できるように、包括的・継続的支援を行う地域包括		
	ケアの実現を目指し、総合的相談業務などの包括		
	的支援事業を実施する。		

	実施内容の詳細	マークアップ	担当
地域子育て支援センタ	再掲		子育て支援
一事業(利用者支援事			課
業)(再掲)			
母子家庭等自立事業	自立支援教育訓練給付金·高等職業訓練給付金·	女	子育て支援
	高卒認定試験受講終了等給付金等、経済的に自立		課
	するため資格取得することを目的としとしている		
	人の事前相談として窓口・電話対応を行う。		
母子生活支援施設入所	配偶者のいない女子等と、その看護すべき児童の	生/女	子育て支援
事業	母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の		課
	実施運営費を扶助することで、自立の促進のため		
	にその生活を支援する。		
家庭児童相談事業	市民や関係機関からの相談・通報により情報収集	生	子育て支援
	し、関係機関と情報共有しながら、個別のケース状		課
	況に応じた対応を行う。		
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要とした家庭に対し、保健師、保		子育て支援
	育士、訪問介護員等がその居住を訪問し、養育に		課、
	関する助言指導及び家事支援を行う。		健康推進課
発達相談	子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地		子ども発達
	域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、		支援課
	身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の		
	支援を実施する。		
就学相談 :	社会教育指導員、臨床心理士が小学校就学に心配		子ども発達
	のある保護者の相談を行い、就学先についての助		支援課
	言や学校生活に対応できるよう支援する。		
障害児相談支援事業	相談支援専門員が、発達に遅れや障害のある児童		子ども発達
	の福祉サービス等利用のための相談や計画作成を		支援課
	行う。		
母子健康手帳交付及び	妊娠・出産・育児に関する一貫した健康記録の活用	女	健康推進課
妊婦指導	として母子健康手帳を交付するとともに、妊娠・出		
	産・育児に関する行政情報・保険・育児の情報を提		
	供する。		
母子訪問指導	赤ちゃん訪問・妊産婦・乳幼児・未熟児等の訪問指	女	健康推進課
	導を行うことにより、不安の軽減や解消を図る。		
保健相談事業	妊娠期、乳幼児期における個々に応じた保健指導	女	健康推進課
	を行うことにより、不安の軽減を図る。		
消費相談事業	悪質商法や商品・サービスに関するトラブルなど消	生	商工課
	費生活に関する苦情・問い合わせや多重債務など		
	の相談を実施する。		

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
弁護士消費相談事業	上記消費生活相談を受けた人を対象として、消費	生	商工課
	生活センターの相談員同席のもと、弁護士による		
	相談を受け付けている。		
雇用対策定着事業	就労支援のため、ハローワークとの共同運営によ	勤	商工課
(地域職業相談室)	り、地域職業相談室を開設する。		
教育センター教育相談	児童生徒や保護者、教職員に対して、電話相談や	子	学校教育課
事業	来所相談、訪問相談、を実施する。		
スクールカウンセラー配	再掲	子	学校教育課
置事業(再掲)			
困難を抱える若者支援	再掲	子	生涯学習課
事業(再掲)			
	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力	高	社会福祉協
	の不十分な人の権利を守るため、低所得者と身寄		議会
	りがいない人などの後見人などを法人として受任		
	し、財産の管理や身上保護などを行います。また、		
	市から中核機関事業を受託し、成年後見制度の普		
	及啓発や相談支援を行います。		
日常生活自立支援事業	日常生活に不安を抱える認知症高齢者、知的障害	高/生	社会福祉協
	のある人、精神障害のある人を対象に、専門員が		議会
	相談に応じ、契約を締結した上で支援計画を作成		
	し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理		
	などを行います。		
善意銀行貸付事業	生活困窮者に対して、貸付事業(生活福祉資金貸付	生	社会福祉協
	事業を含む)をはじめ、食料支援事業や生活物品貸		議会
	出事業を活用して、必要な支援をします。		
生活福祉資金貸付事業	愛知県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事	生	社会福祉協
	業(離職者、低所得者、障害のある人、高齢者等へ		議会
	の生活資金の貸付)及び臨時特例つなぎ資金貸付		
	事業(住居をなくした離職者への当座の生活費の		
	貸付)の案内、相談、申請受付を行います。		
居宅介護支援事業	介護保険を利用する人に対して、介護支援計画を	高	社会福祉協
	作成し介護サービスの利用に関する相談支援を行		議会
	います。		
心配ごと相談	身近な悩みごとや、困りごとの相談に応じ、市民の		社会福祉協
	社会生活を援助します。		議会

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
☆産後ケア事業	医療機関(産婦人科・助産院)にて、産後の母親へ		健康推進課
	休養の機会を提供し、心身のケアや育児のサポート		
	等を実施する。		
☆出産・子育て応援交付	妊娠期から出産・子育てまで一貫した相談支援を		健康推進課
金交付事業	行うとともに、給付金を支給し、出産育児関連用品		
	の購入等の負担の軽減を図る。		
☆低所得妊婦初回産科	低所得妊婦の初回産科受診料を助成し、経済的負	生	健康推進課
受診料支援事業	担の軽減、妊婦の継続的支援を行う。		
☆重層的支援体制整備	再掲	生	社会福祉課
事業(再掲)			
障害者相談支援事業	当該者が必要な障害福祉サービスを適切に受けら	生	障害福祉課
	れるように、支給決定を行う。		
☆家族のためのホッと	家族のことで過度のストレスを抱える前に相談で		健康推進課
相談	きるよう、臨床心理士による相談サービスを提供		
	し、相談者のこころの負担の軽減、問題解決に必要		
	な機関を紹介する。		
☆育児相談	乳幼児期の健康等の育児上の心配について、個々	子	健康推進課
	のケースに応じた保健指導を行う。		
☆発達心理相談	1歳6か月児健診や3歳児健診にて発達フォロ	子	健康推進課
	一が必要と判断された幼児や、親から相談のあっ		
	た幼児の精神発達面の個別相談を行う。		
☆思春期保健相談	思春期における身体の悩みや不安を解消し、また、	子	健康推進課
	性に対する正しい知識の情報提供を行う。		
☆栄養相談	生活習慣病予防のため、生活習慣改善の支援と食		健康推進課
	生活の指導を行う。		
☆健康測定会	健康に関する啓発と合わせて、多くの市民が集ま	勤	健康推進課
	る場所などで健康測定会を実施し、健康づくりに		
	取り組むきっかけの場とする。		
☆まちの健康おくすり屋	「まちの健康おくすり屋さん」として登録した薬剤		健康推進課
さん事業	師会所属の薬局が、市民の健康づくり活動を応援		
	する健康ステーションとしての役割を担い、各種健		
	康相談や健康チェックができる。		
メンタルヘルス・こころ	電話・面接・訪問等によりこころの健康相談に対応		愛知県衣浦
の健康相談	し、早期介入や専門的治療につなげる。		東部保健所
アルコール専門相談	面接等によりアルコール健康障害に関する相談に		愛知県衣浦
	医師、断酒会会員と共に対応し、早期介入や専門		東部保健所
	的治療につなげる。		

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
こころの健康医師相談	面接等によりこころの健康相談に医師が対応し、		愛知県衣浦
	早期介入や専門的治療につなげる。		東部保健所
エイズ・性感染症相談	電話・面接等によりエイズ・性感染症に関する相談		愛知県衣浦
	に対応する。		東部保健所
医療相談	医療機関からの開設等相談を実施する。		愛知県衣浦
			東部保健所
小児慢性特定疾病児童	療育相談、ピアカウンセリング		愛知県衣浦
等自立支援事業			東部保健所

(3) 居場所づくりの支援

「孤立感・孤独感」や「無価値観」は、希死念慮に影響を与えるといわれています。「自分はここにいていい」という存在価値や安心できる居場所があることは、生きることの促進要因の1つです。そのため、安心して過ごすことのできる「居場所」を提供します。

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
ふれあい喫茶「わくわく」	地域住民や市民が交流できる場として、市民活動	高	市民協働課
	センターの一部を活用する。		
子どもの学習・生活支援	再掲	生/子	社会福祉課
事業(再掲)			
地域活動支援センター	主に精神障害者に対し、コミュニティの場の提供を		障害福祉課
事業	行う。		
老人クラブ活動支援事	市内で活動する老人クラブの活動を支援する。	高	高齢福祉課
業			
つどいの広場事業	NPO 法人に委託し、地域において子育て親子の	子	子育て支援
	交流等を促進する子育て支援拠点の設置する。		課
地域子育て支援センタ	再掲	子	子育て支援
一事業(再掲)			課
児童センター事業	18 歳未満のすべての子どもを対象とし、地域に	子	子育て支援
	おける遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、		課
	子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを		
	目的とする施設を設置運営する。		
教育センター教育相談	再掲	子	学校教育課
事業(ふれあい学級)			
(再掲)			

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
介護者のつどい	介護中の方や介護に関心のある方に対し、参加者	高	社会福祉協
	同士の交流や、介護に関するミニ講座・情報提供・		議会
	リフレッシュなどを目的とした介護者のつどいを開		
	催する。(地域福祉課)		
	在宅で要介護または要支援者を介護している人を		
	対象に、介護者の慰労と当事者同士の交流を図る		
	ことを目的に日帰りバス旅行を開催する。(総務課		
	事業係)		
身近な地域における居	町内福祉委員会やボランティア団体が主催する地	高	社会福祉協
場所づくりの支援	域でのサロン活動に対して、方法や資金計画など		議会
	の相談支援を行う。		

(4) 自殺未遂者への支援

自殺未遂者は、その後の自殺の危険性が高く、再度の自殺企図を防ぐことが重要です。そのため、 愛知県や保健所と協働して取り組みを進めます。

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
相談窓口ネットワーク事	再掲		愛知県衣浦
業(再掲)			東部保健所
自殺未遂者対象事例検	事例検討会により関係機関と課題や対応方法を検		愛知県衣浦
討会	討し、よりよい支援につなげる。		東部保健所

(5) 遺された人への支援

自殺によって身近な人を亡くした人は、精神面、身体面、生活面など様々な影響をうけます。そのため、残された人を支えるための取り組みを愛知県や保健所と連携して進めます。

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
メンタルヘルス・こころ	再掲		愛知県衣浦
の健康相談(再掲)			東部保健所

(6) 生活を守ることにつながる支援

自殺の原因で、経済状況に影響を受けやすい「経済・生活問題」は、生活上の困難感を減少させることが重要です。サービスや支援事業といった社会的な働きかけを行い、安全安心な生活を送ることができるよう支援します。

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
生活保護事業(再掲)	再掲	生	社会福祉課
法外援護事業	行旅人に対して、切符台として500円を支給する。	生	社会福祉課
中国残留邦人等生活支	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住	生	社会福祉課
援事業	帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の		
	支援に関する法律」に基づき中国残留邦人等の支		
	援を行う。		
住居確保給付金	失業や収入の減少により経済的に困窮し、住居を	生	社会福祉課
	失う恐れのある人に対して、家賃相当分の住戸確		
	保給付金を支給することにより、住居及び就労の		
	確保に向けた支援を行う。		
一時生活支援事業	住居を失った生活困窮者に対して、一時的な宿泊	生	社会福祉課
	場所や食事を提供する。		
就労準備支援事業	就労や就職活動に不安を抱える生活困窮者に対し	生	社会福祉課
	て、就労に必要な基礎能力を養う訓練を行うなど、		
	就労に向けた支援や就労機会の提供を行う。		
家計改善支援事業	生活困窮者からの家計問題の相談に応じ、必要な	生	社会福祉課
	情報提供を行うとともに、支出の節約など家計に		
	関する指導・助言を行う。		
障害者扶助料の支給に	主に精神障害者に対し、コミュニティの場の提供を		障害福祉課
関する事務	行う。		
障害者の意思決定支援	障害者手帳所持者に対して等級に応じて手当の支	生	障害福祉課
	給を行う。		
障害者手帳の交付に関	本人に判断能力がなく、親族がいないために成年		障害福祉課
する事務	後見の申立てができない場合、市長が代わりに申		
	立てを行う。		
障害福祉サービス等の	障害に応じて障害者手帳の交付申請に関する事務		障害福祉課
支給決定に関する事務	を行う。		
障害者相談支援事業(再	再掲	生	障害福祉課
掲)			
介護保険サービス	基幹相談支援センターである社会福祉協議会が、	高	高齢福祉課
	当該者からの相談に応じる。		

高齢者福祉サービス	実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
国民健康保険給付・課税 対する軽減、減免制度。	高齢者福祉サービス	希望すれば、住み慣れた自宅でいつまでも住み続	高	高齢福祉課
事務 対する軽減、減免制度。 後期高齢者医療保険料 徴収事務 一部負担金減免制度や保険料の減免制度を定めている。 高/生 国保年金課 母子・父子家庭医療助成 事業 医療費助成のほか相談事がある場合は、児童家庭保や相談係へつなげている。 生 国保年金課係や相談係へつなげている。 国民年金事務 国民年金保険料の納付ができない方に対する免除・納付猶予制度。 生 子育て短期支援事業保護者が疾病、出産及び冠婚养祭等の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設等において一定の期間養育等する。 生 子育て支援課 児童扶養手当事務 ひとり親家庭等の生活安定と児童の健やかな成長のため、支給を行う。 生 子育て支援課 安城市遺児手当支給事務のため、支給を行う。要別県の母子父子募婦福祉資金貸付事業の窓口として経済的に自立し安定した生活を送るための必要な資金貸付の事前相談として窓口・電話対応を行う。 女/生 子育で支援課 母子父子募婦福祉資金貸付事業の窓口として経済的に自立し安定した生活を送るための必要な資金貸付の事前相談として窓口・電話対応を行う。 本施援専門員が、発達に遅れや障害のある児童期を放在を行う。 子ども発達支援課 本院場上のより、経済的な支援をするために実施している。のに実施している。のに実施している。 本施機関への預託により、経済的な支援をするために実施している。 財務に関わる費用を助成することにより、経済的な支援をするために実施している。 財務工課 本部機関への預託により、小規模事業者や商工団体の事業資金の調達手段を確保するとともに、信用保証料補助や起業者に対する利子補給により、事業資金調達の負担軽減を図る。 第、企業の計算を受け付けるとともに、信用保証料補助や起業者に対する利子補給により、事業資金調達の負担軽減を受け付けるとともに、信用の子がよりまします。 環境都市推進課 な書的止事業(古村のより、事業資金調達の見担軽減を図る。 「会議部計算を受け付けるとともに、信用の子様のより、事業資金調達の見担意があります。 環境部市推進課 な書の止事業 住民か公書・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、に、問題の早期解決を図る。 環境部・規定している。 環境部市推進課 な書の止事業 住民か公書・環境に関するとともに、信用の子様のは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		けられるように高齢者福祉サービスを提供する。		
後期高齢者医療保険料 (いる。	国民健康保険給付·課税	国民健康保険税や一部負担金が納付できない方に	生	国保年金課
## (数収事務) いる。 母子・父子家庭医療助成 医療費助成のほか相談事がある場合は、児童家庭 生 関保年金課 係や相談係へつなげている。 国民年金事務 国民年金保険料の納付ができない方に対する免	事務	対する軽減・減免制度。		
母子・父子家庭医療助成 医療費助成のほか相談事がある場合は、児童家庭 集業 国民年金事務 国民年金保険料の納付ができない方に対する免 生 国保年金課 除・納付猶予制度。 生 可保年金課 保護者が疾病、出産及び冠婚葬祭等の事由により、家庭における児童福祉施設等において一定の期間養育等する。 ひとり親家庭等の生活安定と児童の健やかな成長のため、支給を行う。 なり、家を行う。 でおり、家を行う。 でおり、家を行う。 でおり、家を行う。 でおり、家を行う。 でおり、家を行う。 でおり、実施を行う。 でおり、変をのといるとのでは、大きなのでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きなでは、大きないが、大きなでは、大きないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、	後期高齢者医療保険料	一部負担金減免制度や保険料の減免制度を定めて	高/生	国保年金課
事業 係や相談係へつなげている。 生 国保年金課 国民年金事務 国民年金保険料の納付ができない方に対する免 除・納付猶予制度。 生 国保年金課 除・納付猶予制度。 子育て短期支援事業 り、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設等において一定の期間養育等する。 生 子育て支援課 課 児童扶養手当事務 のため、支給を行う。 ひとり親家庭等の生活安定と児童の健やかな成長のため、支給を行う。 生 子育て支援課 課 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業 愛知県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業の窓口として経済的に自立し安定した生活を送るための必要な資金貸付の事前相談として窓口・電話対応を行う。 女/生子育て支援課 課 障害児相談支援事業 の福祉サービス等利用のための相談や計画作成を行う。 子ども発達支援課 支援課 不妊治療支援事業 日を助成することにより、経済的な支援をするために実施している。 すとも発達支援課 商工業資金融資事業 金融機関への預託により、小規模事業者や商工団体の事業資金の調達手段を確保するとともに、信用保証料補助や起業者に対する利子補給により、事業資金調達の負担軽減を図る。 勤商工課 環境都市推進課 公書防止事業 (苦情相談に関する取 組) 住民から公書・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。 環境都市推進課	徴収事務	いる。		
国民年金事務	母子·父子家庭医療助成	医療費助成のほか相談事がある場合は、児童家庭	生	国保年金課
除・納付猶予制度。	事業	係や相談係へつなげている。		
子育て短期支援事業 保護者が疾病、出産及び冠婚葬祭等の事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設等において一定の期間養育等する。	国民年金事務	国民年金保険料の納付ができない方に対する免	生	国保年金課
り、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設等において一定の期間養育等する。 「児童扶養手当事務」がとり親家庭等の生活安定と児童の健やかな成長があため、支給を行う。 安城市遺児手当支給事務があため、支給を行う。 母子父子寡婦福祉資金費付事業の窓口をして経済的に自立し安定した生活を送るための必要な資金貸付の事前相談として窓口・電話対応を行う。 障害児相談支援事業が発達に遅れや障害のある児童の福祉サービス等利用のための相談や計画作成を行う。 不妊治療支援事業が発達に遅れや障害のある児童の福祉サービス等利用のための相談や計画作成を行う。 不妊治療支援事業が発達に遅れや障害のある児童の福祉サービス等利用のための相談や計画作成を行う。 不妊治療支援事業が発達に遅れや障害のある児童の福祉サービス等利用のための相談や計画作成を行う。 本融機関への預託により、経済的な支援をするために実施している。 歯工業資金融資事業が発達の調達手段を確保するとともに、信用保証料補助や起業者に対する利子補給により、事業資金調達の負担軽減を図る。 公害防止事業は、法計を対する形式を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。 は課		除·納付猶予制度。		
プルス に で で で で で で で で で で で で で で で で で で	子育て短期支援事業	保護者が疾病、出産及び冠婚葬祭等の事由によ	生	子育て支援
児童扶養手当事務 ひとり親家庭等の生活安定と児童の健やかな成長 生 子育て支援 課 でから、支給を行う。 安城市遺児手当支給事 ひとり親家庭等の生活安定と児童の健やかな成長		り、家庭における児童の養育が一時的に困難とな		課
児童扶養手当事務 ひとり親家庭等の生活安定と児童の健やかな成長 生 子育て支援 別 のため、支給を行う。		った場合等に、児童福祉施設等において一定の期		
安城市遺児手当支給事務 ひとり親家庭等の生活安定と児童の健やかな成長 生 子育て支援 別 のため、支給を行う。		間養育等する。		
安城市遺児手当支給事務のため、支給を行う。 母子父子寡婦福祉資金 愛知県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業の窓口として経済的に自立し安定した生活を送るための必要な資金貸付の事前相談として窓口・電話対応を行う。 障害児相談支援事業 相談支援専門員が、発達に遅れや障害のある児童の福祉サービス等利用のための相談や計画作成を行う。 不妊治療支援事業 子どもを授かりたいと願う男女の治療に関わる費用を助成することにより、経済的な支援をするために実施している。 商工業資金融資事業 金融機関への預託により、小規模事業者や商工団体の事業資金の調達手段を確保するとともに、信用保証料補助や起業者に対する利子補給により、事業資金調達の負担軽減を図る。 公書防止事業 住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。 環境都市推進課	児童扶養手当事務	ひとり親家庭等の生活安定と児童の健やかな成長	生	子育て支援
務 のため、支給を行う。 課 母子父子寡婦福祉資金 愛知県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業の窓口 として経済的に自立し安定した生活を送るための 必要な資金貸付の事前相談として窓口・電話対応 を行う。		のため、支給を行う。		課
母子父子寡婦福祉資金 愛知県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業の窓口 女/生 子育て支援 賞付事業 として経済的に自立し安定した生活を送るための 必要な資金貸付の事前相談として窓口・電話対応 を行う。 相談支援専門員が、発達に遅れや障害のある児童 の福祉サービス等利用のための相談や計画作成を 行う。	安城市遺児手当支給事	ひとり親家庭等の生活安定と児童の健やかな成長	生	子育て支援
貸付事業 として経済的に自立し安定した生活を送るための 必要な資金貸付の事前相談として窓口・電話対応を行う。	務	のため、支給を行う。		課
必要な資金貸付の事前相談として窓口・電話対応を行う。 障害児相談支援事業 相談支援専門員が、発達に遅れや障害のある児童 フとも発達 支援課 の福祉サービス等利用のための相談や計画作成を行う。 不妊治療支援事業 子どもを授かりたいと願う男女の治療に関わる費 用を助成することにより、経済的な支援をするために実施している。 商工業資金融資事業 金融機関への預託により、小規模事業者や商工団体の事業資金の調達手段を確保するとともに、信用保証料補助や起業者に対する利子補給により、事業資金調達の負担軽減を図る。 公書防止事業 住民から公書・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。	母子父子寡婦福祉資金	愛知県の母子父子寡婦福祉資金貸付事業の窓口	女/生	子育て支援
を行う。 障害児相談支援事業 相談支援専門員が、発達に遅れや障害のある児童 の福祉サービス等利用のための相談や計画作成を 行う。 不妊治療支援事業 子どもを授かりたいと願う男女の治療に関わる費 用を助成することにより、経済的な支援をするために実施している。 商工業資金融資事業 金融機関への預託により、小規模事業者や商工団 体の事業資金の調達手段を確保するとともに、信用保証料補助や起業者に対する利子補給により、事業資金調達の負担軽減を図る。 公害防止事業 住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるととも に、問題の早期解決を図る。 組) に、問題の早期解決を図る。	貸付事業	として経済的に自立し安定した生活を送るための		課
障害児相談支援事業 相談支援専門員が、発達に遅れや障害のある児童 の福祉サービス等利用のための相談や計画作成を 行う。 不妊治療支援事業 子どもを授かりたいと願う男女の治療に関わる費 用を助成することにより、経済的な支援をするために実施している。 商工業資金融資事業 金融機関への預託により、小規模事業者や商工団 体の事業資金の調達手段を確保するとともに、信用保証料補助や起業者に対する利子補給により、事業資金調達の負担軽減を図る。 公害防止事業 住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、信用談に関する取けるとともに、問題の早期解決を図る。		必要な資金貸付の事前相談として窓口・電話対応		
の福祉サービス等利用のための相談や計画作成を 行う。 不妊治療支援事業 子どもを授かりたいと願う男女の治療に関わる費 用を助成することにより、経済的な支援をするために実施している。 商工業資金融資事業 金融機関への預託により、小規模事業者や商工団体の事業資金の調達手段を確保するとともに、信用保証料補助や起業者に対する利子補給により、事業資金調達の負担軽減を図る。 公害防止事業 (古情相談に関する取けるとともに、問題の早期解決を図る。 位民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。		を行う。		
行う。 不妊治療支援事業 子どもを授かりたいと願う男女の治療に関わる費 用を助成することにより、経済的な支援をするために実施している。 商工業資金融資事業 金融機関への預託により、小規模事業者や商工団体の事業資金の調達手段を確保するとともに、信用保証料補助や起業者に対する利子補給により、事業資金調達の負担軽減を図る。 公害防止事業 住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。 組) に、問題の早期解決を図る。	障害児相談支援事業	相談支援専門員が、発達に遅れや障害のある児童		子ども発達
不妊治療支援事業 子どもを授かりたいと願う男女の治療に関わる費 用を助成することにより、経済的な支援をするために実施している。		の福祉サービス等利用のための相談や計画作成を		支援課
用を助成することにより、経済的な支援をするために実施している。 商工業資金融資事業 金融機関への預託により、小規模事業者や商工団体の事業資金の調達手段を確保するとともに、信用保証料補助や起業者に対する利子補給により、事業資金調達の負担軽減を図る。 公害防止事業 住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付(苦情相談に関する取) けるととも 進課 に、問題の早期解決を図る。		行う。		
めに実施している。 商工業資金融資事業 金融機関への預託により、小規模事業者や商工団 体の事業資金の調達手段を確保するとともに、信用保証料補助や起業者に対する利子補給により、事業資金調達の負担軽減を図る。 公害防止事業 住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付 環境都市推 (苦情相談に関する取 けるととも に、問題の早期解決を図る。	不妊治療支援事業	子どもを授かりたいと願う男女の治療に関わる費	女	健康推進課
商工業資金融資事業 金融機関への預託により、小規模事業者や商工団 体の事業資金の調達手段を確保するとともに、信 用保証料補助や起業者に対する利子補給により、事業資金調達の負担軽減を図る。 公書防止事業 住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付 環境都市推 (苦情相談に関する取 けるととも に、問題の早期解決を図る。		用を助成することにより、経済的な支援をするた		
体の事業資金の調達手段を確保するとともに、信用保証料補助や起業者に対する利子補給により、事業資金調達の負担軽減を図る。 公害防止事業 住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付 環境都市推(苦情相談に関する取けるとともに、問題の早期解決を図る。		めに実施している。		
用保証料補助や起業者に対する利子補給により、 事業資金調達の負担軽減を図る。 公害防止事業 住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付 環境都市推 (苦情相談に関する取 けるととも 進課	商工業資金融資事業	金融機関への預託により、小規模事業者や商工団	勤	商工課
事業資金調達の負担軽減を図る。 公害防止事業 住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付 環境都市推 (苦情相談に関する取 けるととも に、問題の早期解決を図る。		体の事業資金の調達手段を確保するとともに、信		
公害防止事業 住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付 環境都市推 (苦情相談に関する取 けるととも 進課 組) に、問題の早期解決を図る。		用保証料補助や起業者に対する利子補給により、		
(苦情相談に関する取けるととも進課組)に、問題の早期解決を図る。		事業資金調達の負担軽減を図る。		
組)に、問題の早期解決を図る。	公害防止事業	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付		環境都市推
	(苦情相談に関する取	けるととも		進課
市営住宅建設事業 老朽化した広畔住宅の建替を行う。 建築課	組)	に、問題の早期解決を図る。		
	市営住宅建設事業	老朽化した広畔住宅の建替を行う。		建築課

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
奨学金支給事業	能力があるにもかかわらず、経済的理由により高	生/子	総務課
	等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)		
	又は中等教育学校の後期課程の修学が困難な方		
	に奨学金を支給する。		
特別支援教育就学奨励	特別支援学級に通う児童・生徒に係る学用品等に	子	学校教育課
費事業	ついて補助を実施する。		
要保護及び準要保護児	生活困窮家庭の児童・生徒に係る学用品等の補助	生/子	学校教育課
童生徒就学援助事業	を実施する。		
成年後見支援事業(再	再掲	高	社会福祉協
掲)			議会
善意銀行貸付事業(再	再掲	生	社会福祉協
掲)			議会
生活福祉資金貸付事業	再掲	生	社会福祉協
(再掲)			議会
☆防災減災推進事業	広報誌やアプリによる情報配信、防災講座や防災		危機管理課
	イベント等による啓発活動等を通じて、防災減災を		
	推進する。		
☆低所得妊婦初回産科	再掲	生	健康推進課
受診料支援事業(再掲)			
小児慢性特定疾病医療	小児期に小児がんなどの特定の疾病に罹患し、長	子	愛知県衣浦
費助成	期間の療養を必要とする児童に対し指定した指定		東部保健所
	医療機関において受けた医療費の自己負担分の一		
	部の助成を行う。		
難病医療費助成	難病の患者に対する医療費の助成を行う。		愛知県衣浦
			東部保健所

(7) 悩みや困難に気づき相談先につなげる支援

悩みを抱えていながらも相談をするなどの SOS を出すことができない人もいます。そのため、 市民と関わる事業において、「生きることの阻害要因」の把握をし、関係機関や相談支援につなげ ます。

交通安全教育推進事業 (交通哲導員、交通安全 リーダー) 防犯啓発支援事業 (安城市防犯ボランティアリーダー、地域安全パトロール隊)(再掲) 社会を明るくする運動 保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会などの 単生保護ボランティアの活動に対する支援を実施する。 障害者社会参加促進事 に	実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
切一ダー) りつがった。 りつがいる発支援事業 (安城市防犯ボランティアリーダー、地域安全パトロール隊) (再掲) 社会を明るくする運動 事業 保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会などの 更生保護ボランティアの活動に対する支援を実施 する。 障害者社会参加促進事 に	交通安全教育推進事業	小学生の登下校時に立哨活動を行う(交通指導	子	市民安全課
防犯啓発支援事業 (安城市防犯ポランティアリーダー、地域安全パトロール隊) (再掲) 社会を明るくする運動	(交通指導員、交通安全	員)。また、0の日に地域の交差点で立哨活動を行		
(安城市防犯ボランティアリーダー、地域安全パトロール隊)(再掲) 社会を明るくする運動 保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会などの 更生保護ボランティアの活動に対する支援を実施 する。 障害者社会参加促進事 障害のある人の社会参加の促進、健康増進や教養 を高めるため、ウォークラリーや残存機能訓練等を 実施する。 障害者就労支援事業 障害のある人の就労に関する相談に応じるため、 就労相談員を配置する。 障害者虐待の対応 障害のある人の虐待に関する相談・通報に対応す る。 手話奉仕員養成事業 手話率仕員の養成を目的とした講座を実施する。 障害福祉課 医療機関にかかるときや社会生活を送る上で、必要な場合に手話通訳者を派遣する。 障害福祉課 室事業 にこコミュニケーションを図ることができるよう に、ふれあいの場を設ける。 現外障害者訪問理容サービス事業 で、自宅を訪問し、散髪を行う。 で、自宅を訪問し、散髪を行う。 で、自宅を訪問し、散髪を行う。 高齢福祉課 が、自宅を訪問し、散髪を行う。 高齢福祉課 が、高齢者を老人ホームに措置入所する。 高齢福祉課 などのサービスが提供できる体制を整備する。 高齢福祉課 などのサービスが提供できる体制を整備する。 高齢福祉課 などのサービスが提供できる体制を整備する。 高齢福祉課 などのサービスが提供できる体制を整備する。 高齢福祉課	リーダー)	う(交通安全リーダー)。		
アリーダー、地域安全パトロール隊)(再掲) 社会を明るくする運動 保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会などの 更生保護ポランティアの活動に対する支援を実施 する。 障害者社会参加促進事 障害のある人の社会参加の促進、健康増進や教養 を高めるため、ウォークラリーや残存機能訓練等を 実施する。 障害者就労支援事業 障害のある人の就労に関する相談に応じるため、	防犯啓発支援事業	再掲		市民安全課
トロール隊)(再掲) 社会を明るくする運動 果業 早生保護ボランティアの活動に対する支援を実施 する。 障害者社会参加促進事 業	(安城市防犯ボランティ			
本会を明るくする運動 保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会などの 更生保護ボランティアの活動に対する支援を実施 する。 障害のある人の社会参加の促進、健康増進や教養 を高めるため、ウォークラリーや残存機能訓練等を実施する。 障害のある人の就労に関する相談に応じるため、就労相談員を配置する。 障害のある人の高者に関する相談に応じるため、就労相談員を配置する。 障害のある人の産待に関する相談・通報に対応する。	アリーダー、地域安全パ			
事業 更生保護ボランティアの活動に対する支援を実施する。 障害者社会参加促進事 障害のある人の社会参加の促進、健康増進や教養を高めるため、ウォークラリーや残存機能訓練等を実施する。 障害者就労支援事業 障害のある人の就労に関する相談に応じるため、就労相談員を配置する。 障害者虐待の対応 障害のある人の虐待に関する相談・通報に対応する。 障害福祉課 医療機関にかかるときや社会生活を送る上で、必要な場合に手話通訳者を派遣する。 障害福祉課 医療機関にかかるときや社会生活を送る上で、必要な場合に手話通訳者を派遣する。 障害福祉課 室事業 いにコミュニケーションを図ることができるように、ふれあいの場を設ける。 原書福祉課 工学集合 で、かれあいの場を設ける。 原書福祉課 などのサービス事業 で、自宅を訪問し、散髪を行う。 電が福祉課 などの対して、自宅を訪問し、散髪を行う。 高齢福祉課 などの対して、自宅を訪問し、散髪を行う。 高齢福祉課 などのサービスが提供できる体制を整備する。 高齢福祉課 るたきり高齢者等支援 なたきり高齢者を在宅で介護する方に手当を支給 高 高齢福祉課	トロール隊)(再掲)			
	社会を明るくする運動	保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会などの		社会福祉課
障害者社会参加促進事 に	事業	更生保護ボランティアの活動に対する支援を実施		
業 を高めるため、ウォークラリーや残存機能訓練等を 実施する。 障害者就労支援事業 障害のある人の就労に関する相談に応じるため、 就労相談員を配置する。 障害福祉課 障害者虐待の対応 障害のある人の虐待に関する相談・通報に対応す る。 手話奉仕員養成事業 手話奉仕員の養成を目的とした講座を実施する。 障害福祉課 医療機関にかかるときや社会生活を送る上で、必 要な場合に手話通訳者を派遣する。 障害福祉課 室事業 に、ふれあいの場を設ける。 障害福祉課 などのサービス事業 環境上及び経済的な理由により居宅での生活が困 難な高齢者を老人ホームに措置入所する。 高齢福祉課 などのサービスが提供できる体制を整備する。 高齢福祉課 などのサービスが提供できる体制を整備する。 高齢福祉課		する。		
実施する。 障害のある人の就労に関する相談に応じるため、 障害福祉課 競害者虐待の対応 障害のある人の虐待に関する相談・通報に対応する。 障害福祉課 る。 手話奉仕員養成事業 手話奉仕員の養成を目的とした講座を実施する。 障害福祉課 医療機関にかかるときや社会生活を送る上で、必要な場合に手話通訳者を派遣する。 障害福祉課 要な場合に手話通訳者を派遣する。 障害福祉課 を事業 いにコミュニケーションを図ることができるように、ふれあいの場を設ける。 り体障害者討問理容サービス事業 工髪店に通うことが困難な障害のある人に対して、自宅を訪問し、散髪を行う。 老人保護措置事業 環境上及び経済的な理由により居宅での生活が困 職職福祉課 難な高齢者を老人ホームに措置入所する。 高齢福祉課 などのサービスが提供できる体制を整備する。 高齢福祉課 などのサービスが提供できる体制を整備する。 高齢福祉課 なたきり高齢者等支援 ねたきり高齢者を在宅で介護する方に手当を支給 高 高齢福祉課	障害者社会参加促進事	障害のある人の社会参加の促進、健康増進や教養		障害福祉課
障害者就労支援事業 障害のある人の就労に関する相談に応じるため、 就労相談員を配置する。 障害不祉課 る。	業	を高めるため、ウォークラリーや残存機能訓練等を		
京が日談員を配置する。 障害者虐待の対応 に関する相談・通報に対応する。 手話奉仕員養成事業 ・手話奉仕員の養成を目的とした講座を実施する。 ・		実施する。		
障害者虐待の対応 に関する相談・通報に対応する。 にまる人の虐待に関する相談・通報に対応する。 にまる人の虐待に関する相談・通報に対応する。 にまる人の虐待に関する相談・通報に対応する。 にまる人とを表した。必要な場合に手話通訳者を派遣する。 にまる後帰教を事業 にはコミュニケーションを図ることができるように、ふれあいの場を設ける。 はないにコミュニケーションを図ることができるように、ふれあいの場を設ける。 にないあいの場を設ける。 にないあいの場を設ける。 にないあいの場を設ける。 にないあいの場を設ける。 にないあいの場を設ける。 にないあいの場を設ける。 にないあいの場を設ける。 にないあいの場を設ける。 にないあいの場を設ける。 にないの場を設ける。 にないの場を設ける。 にないの場を設ける。 にないの場を設ける。 高齢福祉課 では、からに、がらいを表して、おり、できる人に対して、自宅を訪問し、散髪を行う。 高齢福祉課 などのサービスが経供できる体制を整備する。 高齢福祉課 などのサービスが提供できる体制を整備する。 高齢福祉課 などのサービスが提供できる体制を整備する。 高齢福祉課 なたきり高齢者を在宅で介護する方に手当を支給 高 高齢福祉課	障害者就労支援事業	障害のある人の就労に関する相談に応じるため、		障害福祉課
る。 手話奉仕員養成事業 手話奉仕員の養成を目的とした講座を実施する。 障害福祉課 手話通訳者等派遣事業 医療機関にかかるときや社会生活を送る上で、必要な場合に手話通訳者を派遣する。 障害福祉課 室事業 に、ふれあいの場を設ける。 障害福祉課 り はに回うことが困難な障害のある人に対して、自宅を訪問し、散髪を行う。		就労相談員を配置する。		
手話奉仕員養成事業 手話奉仕員の養成を目的とした講座を実施する。 障害福祉課 手話通訳者等派遣事業 医療機関にかかるときや社会生活を送る上で、必要な場合に手話通訳者を派遣する。 障害福祉課 精神障害者社会復帰教室事業 精神障害のある人とその家族を対象として、お互いにコミュニケーションを図ることができるように、ふれあいの場を設ける。 障害福祉課 身体障害者訪問理容サービス事業 理髪店に通うことが困難な障害のある人に対して、自宅を訪問し、散髪を行う。 障害福祉課 老人保護措置事業 環境上及び経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者を老人ホームに措置入所する。 高高齢福祉課 認知症施策推進事業(家族支援事業・若年性認知症のつどい等) 認知症の容態に応じ適切な医療や介護、生活支援などのサービスが提供できる体制を整備する。 高高齢福祉課 ねたきり高齢者等支援 ねたきり高齢者を在宅で介護する方に手当を支給 高高齢福祉課	障害者虐待の対応	障害のある人の虐待に関する相談・通報に対応す		障害福祉課
### ### #############################		る 。		
要な場合に手話通訳者を派遣する。 精神障害者社会復帰教 精神障害のある人とその家族を対象として、お互 障害福祉課 いにコミュニケーションを図ることができるよう に、ふれあいの場を設ける。 身体障害者訪問理容サ 理髪店に通うことが困難な障害のある人に対し で、自宅を訪問し、散髪を行う。 老人保護措置事業 環境上及び経済的な理由により居宅での生活が困 高 高齢福祉課 難な高齢者を老人ホームに措置入所する。 認知症施策推進事業 認知症の容態に応じ適切な医療や介護、生活支援 などのサービスが提供できる体制を整備する。 高齢福祉課 などのサービスが提供できる体制を整備する。 高齢福祉課 なたきり高齢者等支援 ねたきり高齢者を在宅で介護する方に手当を支給 高 高齢福祉課	手話奉仕員養成事業	手話奉仕員の養成を目的とした講座を実施する。		障害福祉課
精神障害者社会復帰教 精神障害のある人とその家族を対象として、お互 いにコミュニケーションを図ることができるよう に、ふれあいの場を設ける。 理髪店に通うことが困難な障害のある人に対し て、自宅を訪問し、散髪を行う。 老人保護措置事業 環境上及び経済的な理由により居宅での生活が困	手話通訳者等派遣事業	医療機関にかかるときや社会生活を送る上で、必		障害福祉課
室事業 いにコミュニケーションを図ることができるように、ふれあいの場を設ける。 身体障害者訪問理容サービス事業 理髪店に通うことが困難な障害のある人に対して、自宅を訪問し、散髪を行う。 老人保護措置事業 環境上及び経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者を老人ホームに措置入所する。 認知症施策推進事業で家族支援事業・若年性で家族支援事業・若年性を認知症の容態に応じ適切な医療や介護、生活支援などのサービスが提供できる体制を整備する。 高高齢福祉課を必要が表する方に手当を支給 和たきり高齢者等支援 ねたきり高齢者を在宅で介護する方に手当を支給 高高齢福祉課		要な場合に手話通訳者を派遣する。		
に、ふれあいの場を設ける。 身体障害者訪問理容サ 理髪店に通うことが困難な障害のある人に対し で害福祉課 で、自宅を訪問し、散髪を行う。 老人保護措置事業 環境上及び経済的な理由により居宅での生活が困 高 高齢福祉課 難な高齢者を老人ホームに措置入所する。 認知症施策推進事業 認知症の容態に応じ適切な医療や介護、生活支援 高 高齢福祉課 などのサービスが提供できる体制を整備する。 認知症のつどい等) ねたきり高齢者等支援 ねたきり高齢者を在宅で介護する方に手当を支給 高 高齢福祉課	精神障害者社会復帰教	精神障害のある人とその家族を対象として、お互		障害福祉課
身体障害者訪問理容サ ービス事業 理髪店に通うことが困難な障害のある人に対し て、自宅を訪問し、散髪を行う。 障害福祉課 老人保護措置事業 環境上及び経済的な理由により居宅での生活が困 難な高齢者を老人ホームに措置入所する。 高 部福祉課 認知症施策推進事業 (家族支援事業・若年性 認知症のつどい等) 認知症の容態に応じ適切な医療や介護、生活支援 などのサービスが提供できる体制を整備する。 高 高 高齢福祉課 ねたきり高齢者等支援 ねたきり高齢者を在宅で介護する方に手当を支給 高	室事業	いにコミュニケーションを図ることができるよう		
ービス事業て、自宅を訪問し、散髪を行う。老人保護措置事業環境上及び経済的な理由により居宅での生活が困 難な高齢者を老人ホームに措置入所する。高 高齢福祉課認知症施策推進事業 (家族支援事業・若年性 家族支援事業・若年性 認知症のつどい等)認知症を整備する。高 高齢福祉課ねたきり高齢者等支援ねたきり高齢者を在宅で介護する方に手当を支給 高 高齢福祉課		に、ふれあいの場を設ける。		
老人保護措置事業 環境上及び経済的な理由により居宅での生活が困	身体障害者訪問理容サ	理髪店に通うことが困難な障害のある人に対し		障害福祉課
難な高齢者を老人ホームに措置入所する。 認知症施策推進事業 認知症の容態に応じ適切な医療や介護、生活支援 高 高齢福祉課 (家族支援事業・若年性 などのサービスが提供できる体制を整備する。 認知症のつどい等) ねたきり高齢者等支援 ねたきり高齢者を在宅で介護する方に手当を支給 高 高齢福祉課	ービス事業	て、自宅を訪問し、散髪を行う。		
認知症施策推進事業 認知症の容態に応じ適切な医療や介護、生活支援 高 高齢福祉課 (家族支援事業・若年性 などのサービスが提供できる体制を整備する。 認知症のつどい等) ねたきり高齢者を在宅で介護する方に手当を支給 高 高齢福祉課	老人保護措置事業	環境上及び経済的な理由により居宅での生活が困	高	高齢福祉課
(家族支援事業・若年性 などのサービスが提供できる体制を整備する。 認知症のつどい等) ねたきり高齢者等支援 ねたきり高齢者を在宅で介護する方に手当を支給 高 高齢福祉課		難な高齢者を老人ホームに措置入所する。		
認知症のつどい等) ねたきり高齢者を在宅で介護する方に手当を支給 高 高齢福祉課	認知症施策推進事業	認知症の容態に応じ適切な医療や介護、生活支援	高	高齢福祉課
ねたきり高齢者等支援 ねたきり高齢者を在宅で介護する方に手当を支給 高 高齢福祉課	(家族支援事業·若年性	などのサービスが提供できる体制を整備する。		
	認知症のつどい等)			
事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ねたきり高齢者等支援	ねたきり高齢者を在宅で介護する方に手当を支給	高	高齢福祉課
	事業	するとともにオムツの購入費を助成する。		

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
高齢者孤立防止事業(再 掲)	再掲	高	高齢福祉課
健康診査事業(成人)	健診を受ける機会を設けることにより、自分の身		国保年金課、
	体を見直すきっかけとなることができるよう、必要		健康推進課
	時談先につなぐことができるよう、実施する。		
児童クラブ事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児	子	子育て支援
	童を放課後及び長期休業中に児童クラブで保育す		課
	る 。		
ファミリー・サポート・セ	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働	子	子育て支援
ンター事業	者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を		課
	受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助		
	活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域		
	における育児の相互援助活動を推進するととも		
	に、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時		
	の預かりや、ひとり親家庭等の支援など多様な二		
	ーズへの対応を図る。		
母子生活支援施設入所	再掲	女	子育て支援
事業(再掲)			課
母子·父子自立支援員設	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の	女	子育て支援
置事業	福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児		課
	童相談員を配置する。		
ひとり親家庭等日常生	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が一時的に日常	女	子育て支援
活支援事業	生活を営むのに生活に支障が出る場合に、家庭生		課
(「母子家庭等日常生活	活支援員を派遣して、家事援助等を行う。		
支援事業」から変更)			
子育て相談	保護者の子育てに対する相談に応じ、助言をし利		保育課
	用者を支えながら、必要に応じて専門機関につな		
	げる。		
休日夜間急病診療所事	平日夜間、土曜日夜間、日曜祝日昼·夜、一次救急		健康推進課
業	病院として開院。		
乳幼児未受診対策事業	乳幼児健診に連絡なく受診しなかった児に対して、		健康推進課
	受診勧奨を実施。健診受診を促すだけでなく、必要		
	時、相談に応じる。		
雇用対策定着事業(再	再掲	勤	商工課
掲)			
			<u> </u>

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
消費生活事業	保健福祉部会内の安城消費者安全確保地域協議		商工課
	会において、年2回事例紹介などを行い、情報共有		
	と連携を図る。		
中小企業ビジネス支援	経営力向上と創業促進により地域経済活性化を図	勤	商工課
事業	るため、安城ビジネスコンシェルジュを運営すると		
	ともに、事業者の現状把握と今後の課題解決を支		
	 援するため、コーディネーターによる事業者支援を		
	実施する。		
市営住宅管理事業(再	再掲	生	建築課
揭)			
	水道料金滞納原因を聞取り、就業活動支援や生活	生	水道業務課
	 保護制度等、適切な窓口を紹介する。		
 心身の健全育成のため	再掲	 子	学校教育課
の部活動(再掲)	111-9	,	אשרואנאו נ
		#1	学 ************************************
教職員保健事業(再掲) 	再掲	勤	学校教育課
スクールアシスタント事	支援を必要としている児童生徒の教育活動の充実	子	学校教育課
業	を図るため、教員の補助として活動する。		
税・料金等の滞納整理に	滞納整理時等に生活状況等の確認をし、関連各課	生	納税課、
関する事務	と情報を共有し、納付が困難な世帯には生活の実		高齢福祉課、
	態に応じた方法で納付いただけるように個別に相		国保年金課、
	談を行う。		保育課、
			建築課、
			下水道、
			水道業務課、
			総務課等
	再掲	高	国保年金課、
介護予防事業等の一体			健康推進課、
 的な実施(再掲)			高齢福祉課
☆育児相談(再掲)	再掲	子	健康推進課
人教法心理和歌(五祖)	再掲	 子	海南批准部
☆発達心理相談(再掲) 	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	丁	健康推進課
☆思春期保健相談(再	再掲	子	健康推進課
掲)			
☆栄養相談(再掲)	再掲		健康推進課
☆健康測定会(再掲)	再掲	勤	健康推進課
☆まちの健康おくすり屋	再掲		健康推進課
さん事業(再掲)			

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
家族のためのホッと相	再掲		健康推進課
談(再掲)			
衛生管理講習会	再掲		生活環境安
(理美容師組合からの依			全課
頼事業)			

(8) 生きがいづくりにつながる支援

生きがいを持つことは「生きることの促進要因」の1つです。そのため、充実した生活を送ることができるよう、生きがいを持つことができるようきっかけづくりを進めます。

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
読書活動推進事業(再	再掲		アンフォーレ
掲)			課
障害者社会参加促進事	再掲		障害福祉課
業(再掲)			
障害者生きがいづくり	障害のある人が生きがいづくりができるよう、社		障害福祉課
事業	会参加支援事業(講座型)を実施する。		
シルバー人材センター支	高齢者が働くことを通じて生きがいを得るととも	高	高齢福祉課
援事業	に、地域の活性化に貢献するシルバー人材センタ		
	ーを支援する。		
高齢者社会参加促進事	高齢者の外出を促すことで社会参加をしてもらう	高	高齢福祉課
業	ため、75歳以上の高齢者にあんくるバスの無料		
	乗車証を発行する。		
地域リハビリテーション	リハビリ専門職が地域包括支援センター、生活支援	高	高齢福祉課
活動支援事業	コーディネーター等と連携し、介護予防に資する地		
	域活動の場等へ出向き、地域活動の担い手である		
	住民へ介護予防に関する技術的支援を行う。		
健康づくりサポーターへ	再掲		健康推進課
の支援(再掲)			
健康づくりきっかけ教室	健康づくりを始めるきっかけになる運動や栄養な		健康推進課
	どの講座を開催。		
食を通じた交流の促進	親子や三世代で楽しめる料理教室の開催を支援す		農務課
	వ 。		
「農」を楽しむ人づくり	野菜づくり(農業体験)を通じて「農」を知り、シニア		農務課
	層が農業で活躍しやりがいを実感できる場を提供		
	する。		
	また、家族や地域とのコミュニケーションづくりの		
	場を提供する。		

実施内容	実施内容の詳細	マークアップ	担当
自転車利用促進事業	自転車の利用促進を啓発するため、子ども自転車		都市計画課
	教室や自転車イベントの開催、広報あんじょうや市		
	公式ウェブサイトでの意識啓発を行う。		
公民館講座(再掲)	再掲	高	生涯学習課
ホームチームサポーター	安城市と地元企業スポーツチーム(ホームチーム)		スポーツ課
事業	であるデンソーブライトペガサス・アイシンウィング		
	ス・GTRニッセイの相互が協力関係を強化し、様々		
	なイベント等を実施していく。		
☆あんじょう健康マイレ	健康づくりを実践することで健康マイレージ(ポイ		健康推進課
ージ	ント)が貯まり、100 ポイント貯めると「あいち健康		
	づくり応援カード(まいか)」の交付を受けられ、さ		
	らに 100 ポイント毎に賞品の当たる抽選に応募で		
	きる。		

【重点施策】

一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターの作成した地域自殺実態プロファイルでは、本市における自殺のハイリスク群として「勤務・経営者」、「高齢者」、「生活困窮者」、「子ども・若者」の4つが上げられており、これらのハイリスク群に対する取組を示します。また、自殺総合対策大綱や第4期愛知県自殺対策推進計画でも強化が進められている「女性」も重点的に取り組む対象とします。

1 勤務·経営者対策

勤務環境、労働環境は多様化しており、それに対応できるよう、行政や関係機関等が役割を担い、かつ連携を図り、地域での周知、啓発等を行うことが望まれます。

市内と企業と連携をし、勤務者への支援を進めます。

2 高齢者対策

地域包括ケアシステムと連携し、「地域住民による高齢者の見守り支援体制」「地域の課題を自ら解決するマネジメント体制」等を構築することで、高齢者の孤独・孤立を防ぎます。また、居場所づくりや生きがいづくりを進めることで、高齢者自らも「生きることの促進要因」を持つことができるよう支援します。

3 生活困窮者対策

生活困窮者は様々な問題を複合的に抱えていることが多いことから、包括的に支援していきます。 さらに、生活困窮に陥っている人の中には、様々な問題を抱え、自ら SOS を発することが難しい場合 も多いと考えられます。このため、支援を必要とする人に相談窓口や支援制度に関する情報が届くよ う周知を図るとともに連携を図りながら支援します。

4 子ども・若者対策

学校等と連携し、子ども・若者への自殺対策を進めていきます。子どもへの対策は将来の青年期・ 壮年期、さらに高齢期の自殺対策にもつながると考えます。

また、育児不安解消のための支援をするなど、子どもに関わる大人への支援も進めていきます。

5 女性対策

非正規雇用の問題やDV問題、周産期におけるこころの健康など、女性特有の課題があることから、様々な関係機関等と連携して、女性への自殺対策を強化していきます。

また、妊娠期や産後、子育て中の親に対しての孤独・孤立を防ぐ支援を進めていきます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

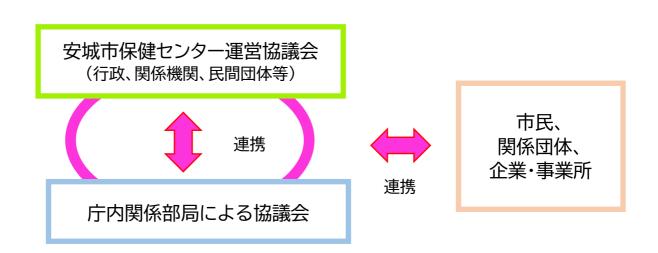
庁内の各部署が連携し、自殺対策を全庁横断的に推進することができるよう、関係部局が幅広く参 画する協議会において、計画を推進します。

2 計画の進捗管理・評価

各事業の進捗状況の管理については、毎年度「生きる支援の関連施策」の実施状況等を把握し、それに基づく数値目標および進捗状況等を外部委員組織である「安城市保健センター運営協議会」において審議、評価します。

計画の最終年度である 2028 年度には最終評価を行い、設定した数値目標及び指標の達成状況等を 把握し、次に目指すべき方向性を見出します。





3 計画推進に向けた各主体の役割

地域の関係団体・機関と適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで自殺対策の推進を図ります。

【市の役割】

本自殺対策計画を策定し、総合的かつ効果的に自殺対策を推進します。

市民へのこころの健康づくりや自殺問題に対する正しい理解のための周知啓発活動や、ゲートキーパー養成などの研修の機会を確保し、人材育成に努めます。また、県や市民、関係機関、民間支援団体、企業等の関係者と連携し、生きることの包括的な取組みを進めます。

【市民の役割】

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるといった基本認識を理解し、 自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策への理解と関心を深めます。

また、一人ひとりが心身の健康づくりに取組み、危機に陥った時は SOS を出すなどの行動をとることができるよう努めます。また、市民のだれもがゲートキーパーの一人であるという認識を持ち、身近な人の悩みに気づき、適切に対処します。

【関係団体の役割】

保健、医療、福祉、教育など、様々な分野の関係機関は、それぞれの専門的な立場から支援すると 同時に、必要に応じて様々な関係機関との連携を行います。

自殺対策に関し、それぞれの活動内容に応じて、相互に情報交換を行いながら、地域ぐるみで自殺 対策に取り組みます。

【企業の役割】

企業・事業所の健康経営に努め、従業員等の心身の健康づくりに努めます。また、働き方改革や働きやすい環境づくりをし、仕事と生活の調和を図ります。

【学校の役割】

児童・生徒に対するこころとからだの健康づくりや生きる力を高めるための教育、教職員の研修や メンタルヘルスケアなどを行い、児童・生徒や教職員の自殺予防の取組みを推進します。

資料編

- 1 ヒアリング調査結果
 - (1) 事業所へのヒアリング



株式会社近藤工作所

現状

- ・朝礼で従業員の睡眠状況、体調の変化など健康状態を把握
- ・従業員同士のコミュニケーションを大切にした健康づくりを継続
- ・2年ほど前から女性従業員はバディ制度を導入(近年は女性社員の離職率0%達成、 「あいち女性輝きカンパニー」認定)
- ・外部相談機関を設置したり、スマホでアンケートを実施するなど、相談や意見が伝え易い環境づくりに配慮している。
- ・ストレスチェックの実施
- ・食事補助を実施しており、低価格で購入できる昼食にヘルシーメニューを取り入れ、食 事面をサポートしている。

目標

- ・喫煙率低下の取り組み推進
- ・健康経営優良法人「ブライト 500」の認定

今後の取組

・業種や年齢に関わらず、同じ目的に向かって取り組むなど風通しのよい環境づくりを目 指す



新英金属株式会社

現状

- ・禁煙を促すため、非喫煙者を対象に「健康手当」を導入
- ・外部機関の協力のもと、アンケート・プログラムの実施、メンタルヘルスサポート窓口、会社契約カウンセラーを設置し、意識付けている。
- ・女性に対しては会社負担で、乳がん・子宮がん検診を補助
- ・健康教育の実施、動画配信、ICT(運動、健康促進アプリ)の活用で興味付けている。
- ・働き方改革(フレックスタイムの導入)により残業時間が削減でき、プライベートが充 実し、離職率減少に繋がっている。

目標

・健診実施機関や上司と協力し、健診結果で要再検査となった者の受診率向上を目指す

今後の取組

・参加型の健康セミナーやイベントを行い、自身の健康を見直すきっかけを作りたい



株式会社デンソーエレクトロニクス

現状

- ・保健師、看護師、人事経験者などで構成された健康推進課が、専門知識と人事制度を合わ せて従業員の健康をサポート
- ・社内で女性検診を業務時間内で行い、女性の受診率UP
- ・復職支援プログラムを導入し、メンタル不調者の再発の軽減
- ・再検査の報告を義務付け、再検査受診率は100%
- ・特定保健指導にICTを導入(実施率50%から80%に上昇)
- ・社員食堂委託会社の協力のもと、ヘルシーメニューを取り入れ、食事面をサポート

目標

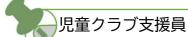
- ・若手従業員へ健康意識を高める支援
- ・ICT保健指導を導入し、指導実施数は増加したので、指導効果が表れるまで継続を促す
- ・楽しく健康づくりに取り組める様な教室、イベントを開催し、一人ひとりの行動変容を促 す

今後の取組

- ・各部署に「健康づくり」のリーダーを配置し、健康づくりに対する意識を高める
- ・市や他の企業と連携して事業展開、各種教室の運営、検討行う

)

(2) 児童クラブ



現状

- ・過剰に心配しすぎる保護者と、子どもに関心がない保護者の二極化が進んでいる
- ・子どもの年齢によりストレス反応やSOSの出し方が違うので細やかな観察が必要
- ・低年齢な児ほど、自分の悩みやストレスに気付きにくい。困っていることが上手く言葉 で伝えられず、身体的な訴えとして表れることもあるため、変化を見逃さないよう配慮 している
- ・中学年以上でも支援員へのスキンシップを求める児は多い
- ・好きな支援員には心を許し、相談をしてくる子どももいる
- ・「児童クラブの先生」という気兼ねない関係で相談し易いと感じている保護者もいる
- ・子どもの変化に気付いて親に伝えるが、理解を得られないこともある
- ・乱暴な言動から、何らかの悩みを抱えているのではと感じる子もいる
- ・活動中に輪から外れて1人を好む子など、気になる子にはよく声をかける
- ・気になる状況に応じて、市や学校と連携を取りながらケアしている

課題

- ・相談を受けても 1 対 1 になれる環境が作れない
- ・保護者が働いており、支援員の勤務時間も短く、タイミングよく話ができない



児童

現状

- ・低学年になるほど、悩みがどのようなものかもわからないような子どもが多い
- ・何を「悩み」と考えるかは子どもによってとても差があった
- ・困っている子や悩んでいそうな子へ「声をかける」といった回答が多かった
- ・一方で「そっとしておく」という回答もあり、学年によって差があった

課題

- ・困り感を持ったことに気付ける環境、声をあげやすい環境づくりが必要
- ・友達のSOSに気付いた後の行動について伝えていく必要がある
- ・低学年と高学年とでは悩みの内容やレベル、ストレスへの反応など全く違うため、それ ぞれの発達過程に合った細やかな対応が必要

(3) 母子保健担当者情報交換会



女性を取り巻く現状

- ・育児休暇を取る人が増えてきたが、経済的格差により取れない人も増えている。
- ・産後の職場復帰への休養期間(育児休暇)が短くなっている。短くせざるを得ない人が増 えてきている。
- ・退院直後の産後ケアに、父親も一緒に来院されることが増えてきた。
- ・共働き夫婦では、夫も育児休業取得する家庭が増えた。
- ・高齢での妊娠・出産は親も高齢のため支援が受けられないなど、夫婦のみで育児をする家 庭が増えている様に感じている。
- ・不妊治療による多胎の増加
- ・子育て中の女性に対する支援者の減少
- ・メンタル弱者の表面化、精神疾患をもった妊婦の増加
- ・育児支援者の高齢化で育児支援者不足となる傾向

課題

- ・夫婦で助け合いながら育児に取り組むことは、女性の産後鬱の予防につながるので、今後 も男女問わずに、育児休暇が取得しやすい環境の整備が進んでほしい
- ・子育てにおいては、幼少期から母性父性を養う教育が必要
- ・低年齢からのいのちの教育、自分の身体を知り、守るための性教育ができるとよい
- ・男性の育児支援者としての知識が少ないため、育休を取る意味についてや、自分に何がで きるか何をやるべきかを知る必要がある
- ・30 代後半から40 代前半の方に、更年期の症状や対処方法など知る機会が必要
- ・思春期に、望まない妊娠を避けることや、自身の体調変化に気づくこと、それを相談できる場所を知っていることの大事さを伝えることが重要
- ・親だけが子育てを抱え込むのではなく、地域で子どもを見る、守ることの必要性、重要性 が体感できる場が必要
- ・20 代からの不妊医療に対する教育

今後も強化していきたい取組

- ・マタニティ・産位ヨガ、ベビーサイン、ベビーマッサージ、子育て井戸端会議などを実施
- ・妊娠前にPMSであった女性には、授乳期間の終了後に、産婦人科を紹介し適切な治療 (漢方や低用量ピル等の服用)を早めに開始できるよう促している
- ・学校の養護教員、企業や自治体の保健師、産婦人科、助産院の連携
- ・保育・教育機関などとの連携
- ・望まない妊娠を避けるための避妊指導
- ・パパママ教室などで夫に対する「産後サポートとは」共に子を育てるであり、手伝いでは ないことを伝える
- ・妊婦の通院後のフォロー
- ・中期中絶に対して、中絶後の受胎調節指導
- ・産後ケアとして、周産期のメンタルヘルスと育児指導

- 2 相談窓口一覧
- (1) 安城市
- (2) 愛知県等
- 3 健康日本21安城計画策定委員会規則
- 4 健康日本21安城計画策定委員会名簿
- 5 計画の策定経過

いのち支える安城計画

(安城市自殺対策計画)

発行年月 : 令和6年(2024年) 3月

編集・発行:安城市子育て健康部健康推進課

(安城市保健センター)

T446-0045

安城市横山町下毛賀知106番地1